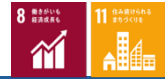


5

交流

地域のつながりによる協働のまちづくり

政策1 移住定住の促進



2030年の町民の実感

世界中の人が能登町を好きになり、関わりを持っているな。

現状と課題

近年の地方移住への関心が高まっている状況を捉え、本町の強みや特徴を生かした施策を進めることで、移住先として選ばれる町を目指すことが求められます。

町では、「能登町定住促進協議会」と連携し、移住定住のためのPRや移住希望者に対する住宅・就職の支援を総合的に行い、成果をあげてきました。今後は、移住定住事業の推進に加え、関係人口の創出と拡大が必要です。

また、関係人口の拡大については、ライフスタイルの多様化に合わせて、複業やテレワーク、二地域居住などの多様な生活に対応した受け皿の構築に向けた検討を行うことが必要です。

主な取り組み

住んでみたい町づくり

移住定住支援の推進

関係人口の創出・拡大と
二地域居住の推進

復興に向けて

- 移住定住施策を積極的に展開するため、「能登町定住促進協議会」が主体となり、PRや希望者に対する住居や就職等の支援を総合的に行います。
- これまでの本町の関係人口に加えて地震や豪雨による被災をきっかけにつながりをもった人や企業と連携し、復興とともに進める関係人口の創出と拡大に向けて取り組みます。

重要指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
UI ターン希望者への相談窓口対応件数	51 件	113 件
移住者数	34 人	34 人
ふるさと能登町応援寄附金	743,169 千円	500,000 千円
企業版ふるさと納税の寄付額	1,400 千円	5,000 千円
外部人材（地域おこし協力隊）の登用人数	1 人	5 人

町民の声

- ◆ 町内外の多様な人と交流し、つながりを広げられる拠点がほしい。
- ◆ 町外に出た子どもたちが戻ってきたいと思える町にしたい。

施策

5-1-1 移住・定住の促進

能登町定住促進協議会と連携し、移住希望者に対して、住まいや仕事等に関する支援を総合的に行います。また、移住・定住者の住宅取得や家賃、引っ越し費用に対する支援を行います。

5-1-2 二地域居住など関係人口の創出・拡大

二地域居住や複業の推進、ふるさと納税（企業版含む）の拡大など、多様な町との関わり方を用意することで、多様な町のファンづくりを行います。

主な事業

事業名	内容	担当課
能登町定住促進協議会	PR、移住サポート、定住支援、仮住まいの家管理等を行い、移住促進を図る。	ふるさと振興課
関係人口創出事業	定住促進協議会と連携し、関係人口の創出を図る。	ふるさと振興課
ふるさと能登町応援寄附事業	ふるさと納税により地場製品のPR・消費拡大に繋げ、地域経済の活性化を図る。	ふるさと振興課
企業版ふるさと納税推進事業	企業との関係性をつくり、企業版ふるさと納税により復興事業等の推進を図る。	ふるさと振興課

関連する個別計画

- ▷能登町復興計画（令和6年度～令和14年度）
- ▷能登町地区別復興まちづくり計画（令和7年度～14年度）
- ▷能登町観光マスタープラン（平成30年度～令和9年度）

政策2 共創のまちづくりの推進



2030年の町民の実感

能登町にはいろいろな人が関わり、様々なプロジェクトが共創されているな。

現状と課題

地震や豪雨により、まちづくりに必要な多くの地域資源を失いました。これらを被災前よりもさらに創造的に発展させていくためには、町民、NPO・ボランティア団体、企業等が官民をあげて取り組むことが求められます。

また、これまで外部人材を受け入れる場として大きな役割を担っていた活動交流拠点「ノト クロスポート」の早期再建が必要です。

また、長期にわたる復興の道のりにおいては、中高生をはじめ若い世代が町の将来を考え、担い手となり地域課題の解決に向けて関わるのが重要です。様々な場面で、本町の豊かな自然環境や歴史・文化を実感し、地域産業に触れることで、次世代を担う人材の育成に取り組む必要があります。

主な取り組み

ボランティア活動の充実

企業や大学、団体、NPOとの連携

ふるさとを愛する心の醸成

次世代リーダーの育成

活動交流拠点「ノト クロスポート」の再建

復興に向けて

- 能登町定住促進協議会は、これまで移住定住や関係人口のワンストップ窓口となり、相談・アテンド・コーディネートを行ってきました。その知見を生かして、復興に向けて、町外からの人材と投資を呼び込み、町内につなぐ中間支援組織の役割を担うため機能強化を図ります。
- 町や町内各種団体・金融機関と復興に関する知見やリソースを持つ外部企業等との連携を推進し、復興まちづくりに取り組む環境をつくります。

重要指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
官民連携事業の発足数	0件	5件
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合(小6・中3)	小6: 88% 中3: 87%	90%
中高生の復興への関心度	90%	90%

施 策

5-2-1 企業や大学・団体・NPO等の連携強化

町外の多様な主体との連携により、創造的なまちづくりに取り組みます。

5-2-2 学生・生徒が参画するまちづくりの推進

学生・生徒のまちづくりへの参画を促進することで、創造的復興に向けた町の担い手を育成します。

主 な 事 業

事業名	内容	担当課
官民連携推進事業	共に創る復興事業に官民が連携できる環境をつくる。	ふるさと振興課
まちづくり担い手育成事業	次世代リーダーとなる「まちづくりの担い手」を育成する。	復興推進課
ノトクロスポート再建事業	能登町定住促進協議会とともに活動交流拠点「ノト クロスポート」の再建を図る。	ふるさと振興課
被災経験自治体関係者による経験伝承研修事業	復興事業を経験した自治体職員等から過去の大規模災害の経験から得られた知見や教訓を学ぶ。	復興推進課
大学連携推進事業	地域団体と大学・学生との交流連携を推進し、地域活性化を図る。	ふるさと振興課

関連する個別計画

- ▷能登町復興計画（令和6年度～令和14年度）
- ▷能登町地区別復興まちづくり計画（令和7年度～14年度）
- ▷能登町観光マスタープラン（平成30年度～令和9年度）

政策3 共生のまちづくりの推進



2030年の町民の実感

年齢や性別、国籍、障害等の有無などにかかわらず、多様な価値観や違いを認め合って受け入れられているな。

現状と課題

グローバル化の流れは本町でも進行しており、異なる文化や習慣を持つ人との関わり合う機会が増え、地域で共に暮らしていく上で、お互いを理解することが重要です。

国籍や障害を理由とする不当な差別的取扱いをなくし、様々な社会的障壁を取り除くことができるよう、ダイバーシティ社会に関する知識及び理解を深める取組を推進し、地域における相談機能の充実や支援体制の強化が求められます。

また、姉妹都市との行政・住民の交流を一層深め、地域外との交流を活発に行うことにより、交流を通しての人材育成、多様な交流活動が必要です。

主な取り組み

人権尊重・男女共同参画の
社会づくり

外国人の
適正な労働環境の確保

姉妹都市との交流促進

復興に向けて

○被災により人口減少が加速するおそれがあるなか、若者や女性、外国人、障害のある人など、誰もが創造的復興の主体者として、計画策定や復興事業に参画できることが必要です。多様性のある復興には、特に若者や女性、外国人、障害のある人などの視点が重要であるため、あらゆる場面で多文化共生の視点を積極的に取り入れます。

重要指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
姉妹都市交流者数	6人	140人
男女共同参画や多様性に関するキャンペーンの実施数	X回	X回
ダイバーシティに関する普及・啓発運動の実施数	3回	3回

施 策

5-3-1 ダイバーシティ社会の実現

性別・国籍・年齢・障害の有無などに関わらず、多様な人々が互いの人権と個性を尊重した地域社会の実現のために普及・啓発活動に努めます。

5-3-2 姉妹都市との交流促進

交流による人づくりを目指し、姉妹都市である千葉県流山市、長野県信濃町、宮崎県小林市との行政・住民の交流を促進します。

主 な 事 業

事業名	内容	担当課
姉妹都市交流事業	姉妹都市との交流に対し補助を行う。	総務課
男女共同参画社会づくりの推進	男女共同参画について普及啓発を行う。	教育委員会事務局
多文化共生社会の推進	多文化共生についての知識の習得や意識啓発を行う。	教育委員会事務局
人権擁護活動事業	人権と個性を尊重した地域社会の実現のために普及・啓発活動を行う。	住民課

政策4 住民自治の推進



2030年の町民の実感

幼い頃から続いている祭りが、今年もあちこちで元気に続いているね。

現状と課題

本町は、地域特性が多様な自治会組織がありますが、被災や人口減少・高齢化によって、自治会組織の維持が困難になる懸念されています。地域住民が地域自治活動等に参加しやすい環境を整えるため、町民のニーズを把握しながら、自治のあり方について検討していくことが求められます。

また、震災により地域の多くの交流拠点が損傷したため、地域の憩いや交流機会を創出する公園や公民館等の早期復旧が求められます。また、宇出津港の大屋根広場「みなとのニワ」は、町のシンボリックな存在であるため、町民の憩いの場、交流拠点として利活用が必要です。

本町では、地域コミュニティを軸として、キリコ祭りなどの祭礼・行事が行われているため、地域の人々の心の拠り所となる祭りの再建への支援が必要です。

主な取り組み

公民館等の早期復旧

公園等の復旧と
防災機能の追加

大屋根広場の利活用

自治活動の支援

地域活動の支援

祭りの再開・継承(再掲)

神社等の再建(再掲)

復興に向けて

- 被災地域のコミュニティを維持するため、地域の実情を鑑み、被災した公民館や集会所等の早期復旧を目指します。
- 町民の潤いある快適な生活環境を整えるため、被災した公園を復旧するとともに、柳田植物公園において、防災機能の追加整備を検討します。
- 地域に暮らす人々の絆でもある祭りの再開に向けて、祭りを安全に実施できる環境を確保するとともに、国や県等と連携し、祭り用具の補修や新たな調達等に対して支援します。

重要指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
被災集会所更新事業 建て替え補助	6 件	8 件
大屋根広場のイベント等利用件数	50 件	50 件
公民館施設災害復旧完了数	2 施設	15 施設

施策

5-4-1 町民の憩いの場や交流の場の再建と創出

被災した各地区の交流拠点の早期復旧と、各種町営施設等の利活用の検討を推進します。

5-4-2 地域コミュニティの充実

町内のコミュニティの維持・充実や、同窓会など町と多様な接点を持つ人へ地域コミュニティへの参画を促進します。

5-4-3 祭りの伝統継承と革新

祭り文化を将来にわたって継承するため、時代の変化に対応した祭りのあり方を検討します。

主な事業

事業名	内容	担当課
被災集会所更新事業	被災した集会所について、再建し地区コミュニティの活性を図る。	総務課
公民館施設改修事業	公民館施設の改修工事を行う。	教育委員会事務局
観光施設管理事業	大屋根広場の利用促進を図る。	ふるさと振興課

関連する個別計画

- ▷能登町復興計画（令和6年度～令和14年度）
- ▷能登町地区別復興まちづくり計画（令和7年度～14年度）
- ▷能登町観光マスタープラン（平成30年度～令和9年度）

町政運営

未来につながる持続可能な町政運営

政策1 着実な行政改革の推進



2030年の町民の実感

能登町役場の窓口サービスは便利だね。

現状と課題

被災による財政圧迫や人口減少による税収減、高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増加等の社会的な課題に対応するため、引き続き、財政健全化に努めていくことが求められます。

ふるさと納税や有料広告の活用など、更なる収入の確保に取り組むとともに、公共施設の統廃合や事務事業のアウトソーシング、デジタル化による効率化など、行政サービスの向上及び、事務事業の効率化が必要です。

主な取り組み

行政評価の推進

収入の確保

電子自治体の推進

行政情報等や
手続きのシステム化

復興に向けて

- 被災者支援の重複や漏れを防ぐためには、被災者情報を県や町等で管理・共有する仕組みが必要です。
- 企業版ふるさと納税を活用し、復興事業等の推進を図ります。

重要指標(KPI)

	現状値	目標値
町債残高（一般会計）	49,150,946 千円	46,367,967 千円
未利用財産の売却件数	4 件	2 件
窓口手数料キャッシュレス決済利用件数	一件	1,800 件
公金収納の口座振替利用率（水道除く）	48%	84%

町民の声

- ◆ 産官学民の連携がより盛んな町になってほしい。
- ◆ デジタル技術で行政と地域活動の効率化を図ってほしい。

施策

6-1-1 計画的な行政運営

計画的な行政評価に基づく行政運営を推進します。

6-1-2 健全な財政運営

財政の健全化に取り組み、持続可能な財政運営を推進します。

6-1-3 行政サービス等の向上

行政サービスの利便性向上、継続的改善に取り組みます。

主な事業

事業名	内容	担当課
能登町総合計画策定・評価事業	第3次総合計画に基づき、事務事業評価の結果を踏まえた施策評価を実施する。	企画財政課
町民参加型予算事業	町民などから提案された事業の中から、町民投票の結果を踏まえて次年度予算案に反映する事業案を選定する。	企画財政課
公金収納のデジタル化	窓口手数料のキャッシュレス化及び公金収納のデジタル化を行う。	会計課
口座振替受付の電子化	口座振替受付の電子化を行う	会計課

政策2 強固な行政組織づくりの推進



2030年の町民の実感

能登町の職員は、いつも親切で頼りになるね。

現状と課題

町民の多様なニーズに対応しつつ、スピードと創造性がある復旧・復興を進めていくためには、職員に求められる役割は大きくなっています。

今後の復興まちづくりにおいては、町民や事業者等と協働し、長期的な展望に立った事業選択や、優先性・重点性をもって着実に事業を推進することが重要です。

行政サービスに必要な職員を安定的に確保する一方、今後の行政需要の動向等も勘案しながら適正な職員規模を管理するため、定員適正化計画に基づいた職員の適正化が必要です。

また、町単独では対応できない行政課題については、近隣の市町村との連携を深め、行政サービスを提供することが必要です。

主な取り組み

定員適正化計画の推進

人材の確保・育成

広域連携の推進

復興に向けて

○復興まちづくりにむけて、職員は高度な専門性と多様な主体と調整する調整力が求められていることから、研修制度などを通じて専門知識の習得を進めるなど、職員の意識改革と能力開発に取り組みます。

重要指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
職員研修事業 受講人数	36 人	253 人
職員研修コンテンツ数	0 件	5 件

施 策

6-2-1 柔軟な組織体制の構築と職員の人材育成

職員数の適正管理と適切な人事評価制度により柔軟な組織体制を目指します。また、適切な職員研修の機会を設け、職員の能力開発に取り組みます。

6-2-2 広域行政の推進

周辺自治体との連携により、効率的・効果的な行政運営を行います。

主 な 事 業

事業名	内容	担当課
定員適正化計画事業	第5次定員適正化計画に基づき、職員数の適正化を図る。	総務課
職員研修事業	能登町人材育成基本方針により職員研修の充実を図る。	総務課

関連する個別計画

▷第5次定員適正化計画（計画期間：令和5年～令和14年）

政策3 公民連携の推進



2030年の町民の実感

民間活力により、まちづくりのスピードが早くなったね。

現状と課題

社会課題が複雑化し、被災により行政の業務が過多になる中で、人材や投資を呼び込む民間の活力を活かした公民連携のまちづくりが重要です。

町の遊休施設の利活用にあたっては PPP/PFI などの活用による財政負担の軽減や、地域活性化起業人など民間人材を登用による、民間のノウハウを町政運営に活かすなど、多様な公民連携を進めていくことが必要です。

主な取り組み

公共施設の在り方検討、再配置

公民連携事業の推進

復興に向けて

- 公共施設の在り方については、公共施設個別施設計画の改定を行い、施設ごとの復旧方針や再配置を検討します。
- 人材と投資を集めるには、人材等を呼び込む機能と、それらを町内につなぐコーディネート機能を併せ持つ中間支援組織が必要です。
- 町や町内各種団体・金融機関と復興に関する知見やリソースを持つ外部企業等との連携を推進し、復興まちづくりに取り組む環境をつくれます。

重要指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
地域活性化起業人の活用人数	1人	3人
町営施設の PFI 導入数	—	(実績による) 件
公共施設の適正管理 延べ床面積の削減	136,865 m ²	124,548 m ²

施 策

6-3-1 公共施設等マネジメントの推進

公共施設の計画的なマネジメントにより、公共施設の適正配置、適正管理を図ります。

6-3-2 公民連携体制の構築

民間人材の登用により、公民連携体制を構築し効果的な公民連携事業を促進します。

主 な 事 業

事業名	内容	担当課
地域活性化起業人活用事業	専門知識やノウハウを持つ大都市圏の企業社員を地域活性化起業人として受入を行う。	復興推進課
遊休施設（普通財産）の処分・利活用の推進	「公共施設個別施設計画」に則り、施設除却（あるいは売却）を進めることで施設削減を図る。	企画財政課
公共施設の適正管理	「公共施設個別施設計画」の改定を行い、再編の方向性等の見直しを行う。	企画財政課

関連する個別計画

- ▷第2期能登町公共施設等総合管理計画（計画期間：令和8年～令和27年）
- ▷第2期能登町公共施設個別施設計画（計画期間：令和8年～令和27年）

政策4 自治体DX化の促進



2030年の町民の実感

能登町全体でデジタル活用が進んで、生活が豊かで便利になったな。

現状と課題

少子高齢化や人口減少による様々な地域課題を解決するため、急速に進化するデジタル技術を活用したDXの推進が重要です。

町では、行政情報の電子化や業務のデジタル化、データの適切な管理・利活用に取り組んでいますが、多様化するニーズへの対応や職員でなければできない業務に注力するため、引き続き業務効率のよい環境づくりが必要です。

また、町民の暮らしやすさを向上していくために、今後も教育・医療・防災・産業などの分野でデジタル技術の活用を進め、継続的な町民サービスの向上を図ることが求められます。

主な取り組み

DX推進計画の推進

台帳の
一元的な管理・運用

ICTを活用した
サービスの推進

医療DXの推進

教育DXの推進

復興に向けて

- 医師不足などの地域医療の課題の解決方法の一つとして、オンライン診療などのICTを活用した医療サービスの導入を推進します。
- 小児科医・産婦人科医等によるオンライン無料相談などICTの活用を推進し、子育て環境の充実を図ります。
- 教育DXを推進し、デジタル技術の活用により、協働的に身の回りの諸課題の解決を図るとともに、外国を含めた他地域との交流により視野を広げる教育活動を検討します。

重要指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
クラウド型ポイントサービス推進事業 (ひまわりカード) 決済額	130,000 千円	160,000 千円
母子オンライン相談事業 相談者数	19 件	20 件
ICT活用による医療サービスの導入推進	2 箇所	7 箇所
電子決済の利用割合	0 %	70 %

施 策

6-4-1 自治体DXの推進

町政運営におけるDXを積極的に推進し、町民にとって使いやすい行政サービスを提供するとともに、業務の効率化を図ります。

6-4-2 地域社会の推進

買い物や医療、子育て、教育など、町民生活を支える様々な場所へのデジタル実装をすすめ、便利で暮らしやすい町民サービスを実現します。

主 な 事 業

事業名	内容	担当課
デジタル技術活用による被災者台帳の管理	デジタル技術の活用により、県の広域的な被災者情報と連携をとりながら、被災者台帳の一元的な管理・運営を行う。	復興推進課
クラウド型ポイントサービス推進事業	キャッシュレスシステム（ひまわりカード）の導入を推進し、消費者の利便性の向上や事業者の経営の効率化を図る。	ふるさと振興課
母子オンライン相談事業	オンラインで小児科医・産婦人科医による無料相談を実施する。	健康福祉課
ICT活用による医療サービスの導入推進	オンライン診療のICTを活用した医療サービスの導入を推進する。	健康福祉課 公立宇出津総合病院

関連する個別計画

▷能登町DX推進方針（計画期間：令和8年～令和12年）

政策5 広報広聴活動の充実



2030年の町民の実感

まちの話題が分かりやすくなったね。

現状と課題

日々情報メディアが多様化する中、町民に適切な情報を分かりやすく発信し、届けることが求められます。

本町では、従来からの広報紙や回覧板、防災無線等に加え、近年はホームページや各種 SNS などの電子媒体による広報を強化しています。今後も、町民に行政情報を確実に伝え、町民と行政の協働のまちづくりにつながるよう、広報の充実が必要です。

また、パブリックコメントなどきめ細かな広聴活動により、町民と情報を共有し町民の声を的確に行政運営に反映することが必要です。

主な取り組み

広報の充実

パブリックコメントの実施

ホームページ
SNSの利活用

復興に向けて

- 発災直後から情報が不足し、町民や滞在者に不安と混乱が生じたことから、情報伝達手段の確保や町民へのきめ細かい情報発信が必要です。
- 被災者の住宅再建に資する各種支援制度の情報が円滑に伝達されるよう、丁寧な情報発信に取り組みます。

重要指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
SNSによる投稿件数（年間）	1,016 件	増加
町ホームページのアクセス件数（健康・子育て・福祉特設サイト）	1,393 件	1,400 件

施 策

6-5-1 シティプロモーションの推進

広報のとの充実などを通して、町への愛着を育むシティプロモーション（インナープロモーション・アウトプロモーション）を実施します。

6-5-2 SNS等、多様な媒体を活用した効果的な行政情報の提供

町民ニーズに対応した媒体での発信・情報提供により、町政情報へのアクセシビリティを高めます。

主 な 事 業

事業名	内容	担当課
広報のと編集発行事業	「広報のと」の編集、発行を行う。	総務課
パブリックコメント手続制度（意見公募手続制度）	広く町民の意見を聴取するため、パブリックコメントを行う。	全課
町ホームページの利活用	町のホームページの維持管理、改修、更新を行う。	総務課
公式LINE推進事業	町の公式LINEの維持管理、更新を行う。	総務課

関連する個別計画

▷能登町DX推進方針（計画期間：令和8年～令和12年）

分野別計画

第3期能登町教育振興基本計画

1 策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本町では、令和2年3月に令和5年(2023)度(令和6年能登半島地震の影響により期間延長)を目標年度とする教育の振興に関する基本計画として「第2次能登町教育振興基本計画」を策定しました。

この計画に基づき、学校教育、社会教育、社会体育の分野で11の重点目標を掲げ、第2次総合計画の「人をつなぎ、地域をつなぎ、明日へつなぐまちづくり」を基本目標(まちづくりの基本姿勢)に、教育分野では「「能登」の地と人に学び 未来を拓く たくましい力をはぐくみ 一歩前へ進む人づくり」を基本理念に施策の推進を図ってきました。

こうした中において、能登町第3次総合計画の策定にあわせて、災害からの創造的復興にむけて、総合計画と一体的に施策・事業の推進を図るため「第3次能登町教育振興基本計画」を策定するものです。

(2) 計画の位置づけ

この計画は、教育基本法第17条第2項に基づく地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画とし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に規定する「大綱」として位置づけます。(能登町総合教育会議にて協議)

また、町のまちづくりの基本姿勢を示した「能登町第三次総合計画」における教育分野と一体的に推進するものとします。

《教育基本法》

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律》

(大綱の策定等)

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

(3) 計画の期間

計画の期間は令和8年（2026）度から令和12年（2030）度までの5年間とします。

2 能登町の教育の基本的な考え方

(1) 基本理念

「第3期能登町教育振興基本計画」において、本町が目指す人づくりの基本理念を次のように定めます。

「能登」の地と人に学び 未来を拓くたくましい力を育み 一步前へ進む人づくり

今後も教育を取り巻く社会環境は大きく変化すると予想されます。それに対応するには、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体を基盤とした「生きる力」を身に付けることが重要となります。

能登町では、震災からの復興という厳しい状況だからこそ、総合計画における「ともに生きる、能登で生きる」という将来像を実現する「生きる力」を「豊かな人間性と創造性を備え、未来を切り拓きたくましく生きることのできる力」として捉え、令和の日本型学校教育の構築と教育を通じてのウェルビーイング（Well-being）の向上を目指します。

そして、将来にわたって能登町を担っていく人々を育てるとともに、国内外の様々な分野で活躍できる人づくりを基本理念に掲げて教育施策を展開していきます。

(2) 目指す人間像

能登町の教育の基本理念を踏まえ、4つの目指す人間像を掲げます。

将来を担う子どもたちをはじめ、町民一人ひとりが、それぞれの個性や価値観を尊重し、違いを認め合い、自分らしい「しあわせ」を実感できる教育を目指します。

(1) 生涯学び続ける意欲を持ち、確かな学力を身に付け、個性や創造性に富む人間

(2) 責任とモラルを重んじ、人を思いやる心豊かな人間

(3) 健康や体力の増進に積極的に取り組む、活力ある人間

(4) ふるさとに誇りを持ち、広い視野にたって社会に貢献する人間

(3) 能登町の教育基本目標

能登町の教育の基本理念及び4つの目指す人間像を実現するために5つの教育基本目標を掲げます。

基本目標 1 能登町に誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材の育成

基本目標 2 教育DXを推進し、未来を担う人材を育てる学校教育の推進

基本目標 3 地域で共に学び支え合う生涯学習活動の推進

基本目標 4 郷土への愛着を醸成する地域文化・文化遺産の継承と振興

基本目標 5 健康で豊かな人間性を育てるスポーツ・レクリエーションの充実

3 能登町の教育施策と事業

基本理念の実現に向け5つの基本目標と15の施策の方針を展開していきます。

基本目標1 能登町に誇りと愛着を持ち、世界と地域に貢献できる人材の育成

少子高齢化や人口減少の進行、さらには令和6年能登半島地震からの復興という大きな課題に直面する中、能登町の未来を切り拓くためには、地域に根差した誇りと愛着をもち、多様な人々と協働しながら、持続可能な地域づくりに主体的に参画できる人材の育成が不可欠です。

能登町には、自然・歴史・文化とともに、各地区で大切に受け継がれてきた祭りをはじめとする伝統行事があり、これらは地域の絆や助け合いの精神を育む重要な学びの場となっています。子どもたちが祭りへの参加や学習を通じて、地域の人々の思いや役割を知り、世代を超えた交流を重ねることは、郷土への誇りと自己有用感を育てるとともに、将来の地域の担い手としての意識形成につながります。

また、グローバル化が進展する社会においては、地域に根ざしながらも、世界に目を向け、多様な価値観を尊重し、自ら考え行動できる力が求められています。学校教育と社会教育が連携し、探究的な学びや地域課題解決型の学習を推進することで、能登町の復興と発展に貢献できる人材の育成を図っていきます。本町では英語教育に取り組んできたものの、児童生徒の習熟度や学習意欲には差があり、十分な発話量や実践的に英語を使う機会の確保が課題となっています。一方、AIの活用により、児童生徒一人一人の理解度に応じた個別最適な学習が可能となっており、教育DXの視点からも英語教育の充実を図っていく必要があります。

本方針では、郷土愛の醸成、祭や地域文化の継承、地域と世界をつなぐ学びの充実を柱として、能登町に誇りをもち、地域と社会に貢献できる人材の育成を推進します。

重要指標(KPI)

指標名	現状値	目標値
能登町が好きな児童生徒	—	90%
地域の伝統行事に参加している児童生徒の割合(小6・中3)	小6：75% 中3：52%	90%
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合(小6・中3)	小6：88% 中3：87%	90%

施策の方針 1-1 ふるさと能登町に対する誇りと愛着の醸成

郷土の自然、歴史、文化等を学ぶ学習活動や地域行事への参加などを通じて、児童生徒がふるさとに親しみ、地域への理解を深める取組は継続的に実施されており、ふるさとへの愛着や地域に関心を持つ児童生徒の育成に一定の成果を上げている。

一方で、これらの取組は学校や活動内容ごとに差が見られ、発達段階に応じた体系的な学びや、将来の生き方・地域参画へとつなげる人材育成の視点が十分に共有されているとは言い難い。

今後は、学校・家庭・地域がより一層連携し、これまでの取組を生かしながら、主体的に社会形成に参画する態度を育成し、地域を支える人材の育成につながる継続的な取組を充実させる必要があります。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	創造的復興に向けた人材育成	・学校における防災教育の充実
2	ふるさとを愛する心の醸成	・小中学校海洋教育推進事業 ・道徳教育推進事業
3	地域資源を生かしたふるさと教育の推進	・海洋教育の推進 ・中学生卒業証書づくり事業 ・中学生とも旗づくり体験事業 ・地域の食の理解を深める食育の推進 (お魚調理体験事業) ・体験活動の推進 ・社会科資料「わたしたちの能登町」作成 ・地域人材を活用した授業の実施
4	主体的に社会に参画する態度を育む教育	・子ども議会体験事業 ・児童生徒提案型学校生活充実化事業

<達成目標>

項目	現状	目標値 (R12)
地域人材を活用した授業等の実施回数	—	年3回以上／各学年
地域や社会をよりよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合 (小6・中3)	小6：88% 中3：87%	90%
学級生活をよりよくするために、学級会で話し合い互いの意見のよさをいかして解決方法を決めていると答える児童生徒の割合 (小6・中3)	小6：82% 中3：92%	90%

施策の方針1-2 グローバル社会に向け、国際的視野を持つ人材の育成

本町では、JET プログラム（語学指導等を行う外国青年招致事業）を活用し町内の小中学校で行われる英語の授業に外国語指導助手として2名任用しています。子どもたちには、外国語指導助手とのかかわりを通じて外国の異文化にふれながら英語を学んでおり、国際的な人的交流を通じて豊かな感性を育成することが必要です。

また、英語を話せるようになった時に「何を伝えられるか」を学習することも重要です。海外文化に触れた時に日本人が尋ねられるのは「日本について」であり、自分たちの町や日本文化を知らなければ英語が話せるようになってもそれらを伝えることはできません。目標1-1の充実が国際的視野を持つ人材育成に繋がっていきます。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	英語教育の充実	・ AI 学習の利用促進 ・ 英語力向上対策事業 ・ オンラインによる英会話学習
2	異文化交流の促進	・ 海外の学校との交流事業 ・ 外国語指導助手の英語授業サポート

<達成目標>

項目	現状	目標値 (R12)
C E F R A 1 レベル相当以上取得割合 (中3卒業時)	63%	60%

基本目標2 教育DXを推進し、未来を担う人材を育てる学校教育の推進

少子高齢化の進行や急速なデジタル技術の発展、さらには地震や豪雨などの自然災害への対応など、町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。こうした中、次代を担う子どもたちが地域や社会の課題を自ら考え、解決に向けて主体的に行動できる力を身に付けることが求められています。このため、教育DXを推進し、ICTを効果的に活用した質の高い学校教育の実現を目指します。

GIGA スクール構想により整備された一人一台端末や高速ネットワーク環境を生かし、学習状況や特性に応じた個別最適な学びと、対話や協働を通じて深い学びを実現する協働的な学びを一体的に推進します。また、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進し、学習課題の設定、学びの過程の可視化、振り返りの充実などを通じて学習の質を高めます。

加えて、情報活用能力や情報モラルの育成を図り、デジタル社会において、情報を正しく理解し、適切に判断し行動できる資質・能力の育成に取り組みます。

さらに、町の地域資源や産業の特色を生かし、探究的な学習やキャリア教育に ICT を活用することで、地域への理解と誇りを深めるとともに、地域や産業の未来を支える人材の育成を図っていきます。

その上で、地域や社会の課題解決型学習を推進し、ICT を活用した調査・分析、対話・協働、提案・発信等の学習活動を充実させることで、課題を発見し解決に向けて行動する力を育みます。あわせて、持続可能な開発目標（SDGs）の視点を踏まえた学習活動を充実させ、環境、防災、福祉、産業などのテーマを通じて、持続可能な地域と社会の担い手を育成します。

また、能登半島地震をはじめとする災害の経験を踏まえ、防災・減災に関する学びや情報共有に ICT を活用し、命を守り、主体的に行動する力の育成につなげていきます。

あわせて、教員の ICT 活用指導力の向上に向けた研修の充実や、校務のデジタル化を進め、教育の質の向上と働き方改革の両立を図るとともに、学校・家庭・地域が連携した学びの環境づくりを進めます。これらの取組を通じて、変化の激しい時代においても、町の未来を支え、地域社会の発展に貢献できる人材の育成を目指します。

重要指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
協働して学ぶことは楽しい	—	90%
ICT 機器を活用した授業はわかる	94%	90%
「勉強は好き」と思う児童生徒の割合 (小6・中3：各教科の平均)	小6：84% 中3：82%	90%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合 (小6・中3)	小6：74% 中3：86%	90%

施策の方針 2-1 確かな学力、職業実践力の育成

国・県の学習指導要領に基づき、基礎的・基本的な知識・技能の定着を重視した授業を行っています。近年は ICT の活用や読書活動、探究的学習の導入や学力調査等を活用した学習状況の把握と指導改善により、基礎的・基本的な知識・技能の定着を中心に一定の成果が見られる一方、思考力・判断力・表現力を含めた学力の質的向上や、学習意欲の個人差への対応が課題となっています。

また、職業実践力の育成については、キャリア教育や地域と連携した職場見学や職場体験、地域人材を活用した学習の取組が進められているものの、学校間で取組に差があり、学びと将来の職業や社会とのつながりにより、地域で働くことへの具体的な将来像を児童生徒が十分に実感できることが必要です。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	学力向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種学力調査の実施 ・ 教育課程の充実 ・ 補充学習サポーター事業
2	推進校及び指定校による先進的研究	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学力向上対策事業 ・ 学力向上実践研究推進事業 ・ 海洋教育推進事業
3	学校における読書活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 司書配置事業 ・ 朝読書の推進
4	キャリア教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中学生職場体験（わくワーク体験）事業

<達成目標>

項目	現状	目標値（R12）
全国学力・学習状況調査小6算数平均正答率	全国平均+2.9%	全国平均+5%
全国学力・学習状況調査中3数学平均正答率	全国平均-2.3%	全国平均+5%
中学生職場体験に参加した生徒の割合	96%	95%以上
学校図書館の貸し出し冊数	小学生：57冊／人 中学生：12冊／人	小学生：50冊／人 中学生：10冊／人

施策の方針2-2 教育DX・GIGAスクール構想の推進による学びの質の向上

令和6年度から、教育ICT政策であるGIGAスクール構想は第2期に入りました。これまでに児童生徒への1人1台端末の配布は全国的に進んだものの、その端末の活用状況には地域差、学校差、教員差が大きいことが課題として挙げられています。このような状況の中、「個別最適化学習の実現」「協働的で創造的な学びの促進」「学習意欲の向上」「教員の指導効率向上」「教育の公平性確保」が求められています。

当町では、児童生徒それぞれの理解度に応じた問題が自動的に提供されるAIドリルや、ゲーム要素を取り入れた学習アプリを取り入れており、達成感や競争心を刺激し、自発的な学びを促しています。その他、クラウドツールや電子黒板の活用により、児童生徒が時間や場所を超えてグループワークに取り組み、また、他校との交流学习も容易になり、多様な価値観に触れる機会の増加を図っています。

デジタルツールの特性を活かした表現活動を広げるため、プログラミングやデジタル作品制作などを通じて創造的な学びにも取り組み、タブレットやデジタルツ

ルを活用した創作活動やプレゼンテーションの機会を増加させることで、自分の考えを表現する機会につなげます。

教職員においては、ICT ツールの活用により、これまで手作業で行っていた採点や教材準備を大幅に効率化することが可能になっています。また、学習支援システムにより、クラス全体の端末による学習状況の把握をサポートします。さらに、デジタル教材の共有プラットフォームにより、優れた指導方法の共有などにより、学校全体の指導力向上につなげていきます。

今後は、教職員の ICT スキル向上も重要な取り組みであり、校内研修の充実や、ICT 支援員 2 校に 1 人配置を目指し、その効果的な活用を通じて、教員のデジタル活用能力を高めることが求められるほか、1 人 1 台環境の維持など、ソフト・ハード両面での予算確保が必要です。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	指導体制・ICT 環境の充実と児童生徒の情報活用能力の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報リテラシー、情報モラル教育の実施 ・ 一人一台端末の活用推進 ・ G I G A スクール構想の環境整備 ・ 電子黒板導入事業 ・ 児童生徒授業用端末整備事業 ・ 教職員校務用兼事業用端末整備事業
2	教職員の ICT 活用指導力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員向けプログラミング研修事業 ・ ICT 支援員配置事業

<達成目標>

項目	現状	目標値 (R12)
ICT 機器を活用した授業はわかる	94%	90%

施策の方針 2-3 豊かな心と健やかな体を備えたたくましい人づくりの推進

すべての子どもが将来にわたり幸福で充実した生活を送るためには、心身の健康を基盤としたウェルビーイングの向上が重要です。そのため、本町においても、児童生徒一人一人が安心して学び、健やかに成長できる教育環境の整備が、これまで以上に求められています。

生活習慣に関しては、ICT 機器の使用時間の増加等による視力の低下、むし歯罹患率の改善の停滞、朝食欠食などの課題が見られます。これらは体力や集中力、学習意欲に影響を及ぼすことが懸念されています。特に、朝食欠食については家庭環境や生

活リズムと深く関係していることから、家庭と連携した取組が重要な課題となっています。

食に関する知識や望ましい食習慣の形成については、本来、家庭が大きな役割を担っています。しかしながら、家庭環境の違いにより、子どもたちが食の大切さや栄養バランスを学ぶ機会に差が生じています。また、地場産物や能登の食文化への理解も十分に深まっているとは言えません。こうした状況を踏まえ、学校給食を「生きた教材」として活用し、地場産物を取り入れた食育を推進することが必要です。さらに、生産者や地域とのつながりを意識した学習を充実させることで、食を通じて地域への愛着や感謝の心を育む取組を進めていくことが求められています。

また、体力・運動能力の向上については、全国的に体力水準の低下や運動習慣の二極化が課題となっていることを踏まえ、本町においても日常的に運動に親しむ習慣の定着を図る必要があります。体育の授業の充実はもとより、体力向上プログラムの実施など、学校生活全体を通じた運動機会の確保の取組が重要です。

健康面に目を向けると、アレルギー疾患を有する児童生徒が増加しており、学校における適切な配慮が一層重要となっています。そのため、教職員間での情報共有の徹底や、緊急時対応の継続的な体制整備が不可欠です。加えて、社会環境の変化や震災の影響、デジタル機器の普及等を背景に、児童生徒のメンタルヘルスに関する課題も顕在化しています。心の不調が学習や学校生活に影響を及ぼすケースも見られることから、予防的な取組や早期支援につながる仕組みの充実が必要です。

さらに、「生命（いのち）の安全教育」については、がんについての正しい理解を通して命の大切さを考える学習や、薬物乱用の危険性とその知識の理解について、発達段階に応じた体系的な指導を充実させることが課題です。将来にわたり自らの命と健康を守る判断力や行動力を育成することは、学校教育においてますます重要性を増しています。

これらの課題に対し、家庭や地域との連携を通じて、児童生徒一人一人の状態に応じた支援を行う体制づくりに取り組み、豊かな心と健やかな体を備えたたくましい人づくりを推進していく必要があります。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	心の教育・道徳教育の充実	・スクールカウンセラーの配置 ・いしかわ道徳教育推進事業
2	人権教育の推進	・人権教育に関する事業の実施 ・いじめ予防に関する事業の実施 ・Cap 事業
3	いじめを見逃さない学校づくりの推進	・いじめ防止対策の取組の実施 ・生徒指導体制や相談の充実

4	家庭や地域と連携した健康教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭と地域と連携した健康教育の実施 ・歯と口の健康づくり教室教育の実施 ・早寝早起き、朝食摂取率の向上取組
5	心身の健康を支える学校保健・学校体育・学校給食・食育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・学校保健・学校体育・学校給食・食育の充実 ・がん教育の実施 ・生命の安全教育の実施 ・児童生徒の体力・運動能力向上取組 ・学校給食への地場産物の活用の促進 (おさかな給食、能登牛給食) ・ICTの利活用による健康面に関する対応 ・薬物乱用防止教室の実施

<達成目標>

項目	現状	目標値 (R12)
友達関係に満足している児童生徒の割合 (小6・中3)	小6：93% 中3：90%	90%
子どもの居場所づくり	月1回	月1回以上
う歯被患率	小学校 50.4% 中学校 41.4%	小学校 32.9% 中学校 26.5%
地場産物使用率 (購入金額ベース)	4 調理場平均 48.7%	4 調理場平均 56.2%
地場産物に係る食に関する指導の取り組み	月6回	月12回以上
朝食欠食率 (小5・中2)	小5：7% 中2：13%	0%

施策の方針2-4 多様な教育ニーズへの対応の推進

特別な支援を必要とする児童生徒への理解が進み、特別支援教育の体制整備が進展し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を充実させるため、特別支援学級や通級指導教室の設置、特別支援教育支援員の配置、個別の教育支援計画・指導計画の作成が定着しています。

また、不登校や学習の遅れ、外国籍児童生徒への対応など、多様な課題に応じた支援の必要性が高まる中、ICT機器の活用等による個別最適な学びや学習支援により、インクルーシブ教育の推進を図ります。

一方で、児童生徒の困り感や支援ニーズの把握が学校や教員の経験に依存する面があり、特別支援教育に関する専門性を持つ教員・支援員の不足、不登校、発達特性、外国籍児童生徒など、複合的な課題を抱えるケースへの対応が困難で、教員の業務負担増加により、個別支援に十分な時間を確保しにくい課題があります。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	特別な教育的支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回教育・就学相談の実施 ・就学後のフォローアップの実施 ・教育支援委員会の設置・運営 ・特別支援教育支援員配置事業 ・医療的ケア児支援事業 ・日本語指導が必要な児童生徒への支援 ・ヤングケアラーへの支援
2	不登校等相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラー配置事業 ・ハートフル相談員配置事業 ・ハートフルフレンド派遣事業 ・児童生徒・保護者向けオンライン相談事業
3	進路に支援が必要な児童生徒の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関による連携支援会議の実施
4	不登校児童生徒への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・校外の教育支援センター設置の検討 ・子どもの居場所づくり事業
5	教職員の専門知識の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育支援員研修の実施 ・校内支援体制の強化

<達成目標>

項目	現状	目標値 (R12)
校外の教育支援センター設置	0	1
特別支援教育支援員研修の受講割合	—	100%

施策の方針2-5 小中学校の連携、高等教育機関との連携の充実

小中学校の連携や高等教育機関との連携については、合同研修や情報共有、相互授業参観を通じて一定の取組が進められています。しかしながらこれらの取組は、学校や教職員個人の工夫に依存し、単発的・限定的な実施にとどまっている場合も多く、教育課程全体を通じた系統的・継続的な連携には至っていません。

また、小学校から中学校への移行期における学習内容や指導方法の違いにより、学習面での不適応が生じることや、高等教育機関との連携が探究学習や進路指導と十分に結びついていないことも課題となっています。今後は、連携体制の明確化と役割分担の整理を進めるとともに、学びの質の向上や進路意識の醸成につながる取組として、計画的かつ継続的に推進していく必要があります。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	小中学校連携	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程連携検討委員会の設置 ・小中連携会議の実施（1～2回／年） ・中学校統合に向けた合同学習の実施
2	進路指導における工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校体験入学、授業体験の実施 ・中学2・3年生を対象とした高校説明会の実施 ・能登高校と連携した相互交流学习の実施
3	海洋教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学、東海大学、金沢大学、能登里海教育研究所等との連携

施策の方針2－6 信頼される学校づくりと地域の教育力の向上

学校は、開かれた学校運営に努め、教育方針や教育活動の取組を積極的に情報発信（学校だより・HP・説明会）し、保護者や地域との対話を通じて理解と信頼を深めるとともに、学校運営協議会等を活用した地域との協同を推進します。

さらに、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、学習指導要領の趣旨を踏まえた授業改善を継続的に推進し、児童生徒が課題を見だし、考え、協働しながら学びを深める学習活動の充実を図ります。

また、部活動の地域展開を進め、地域人材や関係団体と連携した持続可能な活動体制を構築することで、教職員の負担軽減と児童生徒の多様な学びや心身の成長の機会の確保を図っていきます。

さらに、能登半島地震をはじめとする地震や豪雨等の自然災害を踏まえ、教育施設の老朽化対策や長寿命化・バリアフリー化・空調設備の整備などを計画的に進め、避難所機能を含む防災・減災対策の強化に取り組むとともに、地域と連携した実践的な防災教育を推進し、児童生徒の防災意識と主体的に行動する力の育成を図ります。

これらの取組を通じて、教職員が安心して教育活動に専念できる環境を整え、地域全体で子どもを育てる体制を構築し、信頼される学校づくりと地域の教育力の向上を目指します。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	開かれた学校運営	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティスクールの開設 ・デュアルスクールの検討 ・地域学校協働活動の実施 ・放課後子ども教室の実施 ・家庭と地域の教育力向上の推進
2	教育活動の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・町PTA連合会研究大会での取組説明

3	学校安全の推進	・通学路合同点検（関係機関連携）事業 ・交通安全教育・防犯教育の推進
4	学校施設の整備・充実	・学校施設の復旧・維持管理 ・学校施設の長寿命化等の推進
5	防災教育の推進	・地域・家庭と連携した防災教育の推進
6	教職員の働き方改革の推進	・校務支援システムの活用 ・スクールサポートスタッフ配置 ・部活動の地域クラブ活動への移行の推進
7	経済的状況・地理的条件によらない質の高い学びの確保	・就学援助、通学費補助、給食費補助、奨学金等経済的支援の実施 ・学校の適正規模・適正配置計画に基づく適正化

<達成目標>

項目	現状	目標値（R12）
コミュニティスクールを導入している学校数	0校	全校
体育館の空調設置	0校	全校
休日の部活動の地域クラブ活動への移行	28%	100%
教員の時間外在校等時間の月平均	35時間	30時間以内
スクールサポートスタッフの配置	1名/校	1名/校

基本目標3 地域で共に学び支え合う生涯学習活動の推進

少子高齢化や人口減少に直面する現代において地域社会の活力の維持・向上を図るためには、一人一人が豊かな人生を送る必要があります。近年は、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康を含めた幸福や生きがいをとらえるウェルビーイングが重視されています。社会の多様なあり方が求められる中、自らが主体性をもって教養を高め、多様な人々と出会い、自己実現を図るための生涯学習活動がますます重要になっています。

人生100年時代を見据え、目まぐるしく社会情勢が変わる中で、子どもから高齢者まで、幅広い年齢層の町民一人ひとりが主体的に学び続け、自らの向上や地域における課題の担い手となることができるように、多様な学習ニーズに応えられるような支援を推進します。

重要指標（KPI）

指標名	現状値	目標値
図書館・教養文化館利用者数	35,600 人	36,800 人
公民館利用者数	80,000 人	80,000 人

施策の方針 3-1 生涯にわたり学び続ける環境づくりの推進

誰もが生涯にわたり学び続け、自己の可能性を伸ばし、社会の担い手として活躍するためには、教育委員会だけではなく、福祉や産業、環境などの行政主体や、教育機関や企業、NPO 等との協働・連携により、社会全体で学びを支える仕組みが求められます。

各公民館における講座や教室等の実施や能登町まちづくり出前講座を通じて、町民が必要とする学習機会を提供することで、学びを通じた地域課題の解決や、解決に向けての行動を生み出す契機が必要とされています。

生涯学習の振興と普及を図るため生涯学習振興大会を毎年開催するなど、参加者に新たな学習の発見のきっかけとなる取り組みが必要です。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	生涯学習活動の推進	・能登町まちづくり出前講座の実施 ・生涯学習振興大会の開催 ・公民館における各種講座、教室の開催
2	各種団体等との連携及び人材育成	・社会教育団体への支援
3	男女共同参画の推進	・啓発活動の推進
4	多文化共生社会の推進	・啓発活動の推進

<達成目標>

項目	現状	目標値 (R12)
能登町まちづくり出前講座の参加数	延べ 1,211 人	延べ 1,500 人
公民館利用者数	80,000 人	80,000 人

施策の方針3-2 地域コミュニティの核となる社会教育の振興

地域では少子化や高齢化、人口減少が進んでおり、社会課題の解決には幅広い年齢層の社会参加が重要です。地域内での知的・人的ネットワークの構築に向け、地域内での世代間交流を図り、地域の魅力を再発見するための各種施策が必要です。

町内15公民館が実施する地域活性化につながるような特色ある事業へ支援を行い、地域性を生かした生涯学習活動の展開と地域コミュニティの強化に寄与する事業が求められています。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	公民館等社会教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公民館地域活性化につながる特色ある事業の実施 ・公民館における防災教育活動の推進
2	社会教育施設の設備と機能の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会教育施設の復旧・維持管理・活用 ・星空を教育財産として活用推進 ・魅力ある誘客事業の実施
3	公民館における防災教育活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・地域性を考慮した公民館独自の防災計画策定 ・公民館主催事業の自己評価を防災の視点で行い、活動の深化につなげる

<達成目標>

項目	現状（R5）	目標値（R12）
公民館地域活性化事業の実施数	15館 15事業	15館 15事業
公民館利用者数（再掲）	80,000人	80,000人
満天星が実施する観望会、研修会の実施回数	32回	40回

施策の方針3-3 豊かな心を育む読書活動の推進

読書活動の中心になる図書館等については、子どもから高齢者までが気軽に利用できるように環境整備を進めます。

そのために、レファレンスサービスの充実を図るとともに、リクエスト制度や相互貸借という基本的な図書館機能を活用してもらえるように広めます。また、子ども読書推進のため、3歳児検診に参加して読書活動の推進をすることで、小さいころからの読書習慣の育成を手助けします。そして、保育所、小中学校とも連携した

読書習慣の醸成にも取り組みます。さらに、図書館職員研修や読書ボランティアの育成などを計画的に実施するとともに、子どもたちが自ら進んで読書習慣を身に付けることができる環境づくりを目指します。加えて、ゾーニングの実施や個室ブースを配置することで、あらゆる世代と多様なニーズを満たす居心地の良い場所づくりを行います。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	読書活動推進体制の整備	・図書館協議会の設置運営
2	家庭・学校・地域における読書活動の推進	・3歳からの読書推進事業 ・読書活動推進に関するイベントの開催

<達成目標>

項目	現状 (R6)	目標値 (R12)
中央図書館	利用者数 21,426 人 図書貸出冊数 21,484 冊	22,000 人 23,000 冊
教養文化館	利用者数 13,275 人 図書貸出冊数 11,789 冊	15,000 人 13,000 冊

基本目標 4 郷土への愛着を醸成する地域文化・文化遺産の継承と振興

ユネスコ世界無形文化遺産や国指定重要文化財、日本遺産などに登録・指定・認定された町内に残される歴史・文化遺産（文化財）、そして、美しい星空や自然豊かな里山里海の保全などを中心に、次世代への確実な継承を図ります。

国指定史跡である真脇遺跡の保存整備事業について、周辺環境の整備を含め、積極的に推進します。遺跡の保存を図るとともに公開活用をとおして地域活性化や観光振興に努めます。また、能登町文化財収蔵庫の整備を行い、文化財の適切な保存と活用を行います。他の国の名勝や重要文化財の保存、利活用も推進します。

官民ともに専門的知識を持った幅広い世代の人材育成を図り、文化財保護・活用の機運の向上、郷土への愛着の醸成を図ります。町内における様々な文化活動と連携しつつ、歴史・文化遺産や FAO 世界農業遺産に認定された里山里海の自然環境、生業を総合的に活用し、交流人口の増加や地域づくりに寄与します。

重要指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
真脇遺跡縄文館・体験館利用者数	1494 人	8000 人
能登町立美術館来館者数	713 人	2000 人
柳田星の観察館満天星の利用者数	2290 人	3000 人

施策の方針4-1 地域の伝統文化や文化財の保護と活用

本町の歴史・文化遺産（文化財）は県内有数の規模であり、郷土の歴史、伝統、文化等を理解するために欠くことができないものです。同時に、町づくり、地域づくりの基礎をなすもので、保存・整備を進めるとともに、町民の財産として学校教育・社会教育（生涯学習）の場において活用を推進していくことが必要です。

一方で、文化財所有者の高齢化等による継承の問題や、文化財の経年劣化による保存修理の負担が大きな課題となっています。文化財を守り、伝える町民、特に若年層への理解を醸成することが必要です。また、文化財関係施設や講座の利用が伸び悩んでおり、さらなる広報活動の推進や、魅力の発信が求められます。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	指定・未指定文化財の保護	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護審議会の設置および運営 ・被災文化財を含む指定文化財の保存・修理 ・未指定文化財の把握および保護 ・文化財包蔵地での調査実施 ・歴史・文化資料の整理
2	文化財保護のための施設整備	<ul style="list-style-type: none"> ・能登町文化財収蔵庫の整備 ・文化財等施設の復旧・維持管理・活用
3	文化財の価値向上と活用推進	<ul style="list-style-type: none"> ・真脇遺跡整備事業 ・中谷家住宅保存整備事業 ・ユネスコ無形文化遺産・日本遺産の保存継承 ・文化財および施設の広報活動推進 ・文化財収蔵庫および美術館等での企画展示
4	文化財を継承するための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い世代に対応した体験活動・講座の実施

<達成目標>

項目	現状	目標値（R12）
文化財等施設を活用した展示開催数	—	8回
文化財等施設を活用した体験活動実施数	—	10回
歴史文化に関する講座の参加人数	—	200人
町内社会教育施設等の連携事業数	—	2回
歴史・文化資料の整理点数	—	100点

施策の方針4-2 多世代の交流による地域の持続

本町の歴史・文化遺産、また、能登半島国定公園に含まれる海岸景観や FOA 世界農業遺産に認定された里山里海の自然環境、生業は、「日本の原風景」とも表現される魅力的な資源です。観光資源としても有用であり、交流・関係人口の拡大には欠かせません。こうした資源を総合的に活用し、観光等の部局と連携した事業の実施が求められます。

また、本町には、祭りに関するものや、民謡、舞踊などの多種多様な伝統文化が受け継がれています。文化・芸能芸術活動を支える文化団体や公民館活動と連携し、町内における活動の活性化、交流の促進も必要です。

一方で、少子高齢化や震災後の人口減少など、社会環境の変化は著しく、上記の資源や活動の維持、継承が困難な状況も発生しています。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	伝統文化を継承する施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・能登町文化財収蔵庫の整備 ・文化財施設の復旧・維持管理・活用 ・美術館の復旧・維持管理・活用
2	伝統文化を継承するための団体等への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・町文化協会の支援（町民文化祭の開催） ・公民館等での歴史・文化体験教室の実施 ・県文化振興基金関連事業等の採択への支援
3	伝統文化・芸術・芸能に親しむ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・美術館等における鑑賞機会の提供 ・学校教育と連携した鑑賞機会の提供 ・日本遺産「能登のキリコ祭り」体験事業（ふるさと振興課事業）
4	伝統文化に関する情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化および施設の広報活動推進

<達成目標>

項目	現状	目標値（R12）
美術館等における鑑賞会（展示説明）等実施数	—	5回
公民館等での歴史・文化体験教室の実施数	—	5回
県文化振興基金関連事業等の採択数	—	10件
町民文化祭来場者数	—	1000人
日本遺産「能登のキリコ祭り」体験者数（ふるさと振興課事業）	—	50人

基本目標 5 健康で豊かな人間性を育てるスポーツ・レクリエーションの充実

本町では、生涯スポーツ活動を支援し、誰もが親しみやすいスポーツ体験としてソフトバレーボール、ペタンク、インディアカの町民大会を実施しています。また、本町のソフトテニス競技は全国有数の強豪地区であり、数々の全国大会も実施されてきました。今後も施設維持など練習環境の向上に努めていきます。

スポーツは健康のみならず豊かな人間性を育むものです。スポーツ少年団や部活動の地域展開に伴う地域スポーツクラブの活動を支えるため、放課後の児童生徒の練習拠点への移動手段として「スポーツ便」の運行を実施します。また、学校を日中でもスポーツを親しむ場に開放するなど、幅広い世代へのスポーツ環境の充実に努めていきます。

また、猿鬼歩こう走ろう健康大会は、昭和 62 年から続くイベントであり、能登半島地震と奥能登豪雨の影響で開催が見送られました。復興状況を踏まえながら大会の再開を目指し、町民の健康意識高揚と郷土への愛着を育む機会として継承していきたいと考えており、大会の企画・運営には、町民が競技者やボランティアとして積極的に関わることで、地域全体の絆を深めることを目指します。

重要指標 (KPI)

指標名	現状値	目標値
全国大会の誘致数	0 回	3 年に 1 回
スポーツ便の運行数	2 便	4 便

施策の方針 5-1 生涯にわたるスポーツ活動・競技スポーツの振興

本町では、町民の生涯にわたるスポーツ活動を支援し、誰もが親しみやすいスポーツ体験としてソフトバレーボール、ペタンク、インディアカの町民大会を実施しています。今後もスポーツ推進員と連携し、幅広い年代に参加を呼びかけ町民の生涯スポーツ活動の意識・意欲の定着を推進します。

また、65 歳以上の高齢者人口が増加することを受け、健康増進や生きがいづくりの観点から、グラウンドゴルフやゲートボールなど多様なニーズに応じたスポーツ活動を推進します。

猿鬼歩こう走ろう健康大会は、昭和 62 年から続くイベントであり、能登半島地震と奥能登豪雨の影響で開催が見送られました。復興状況を踏まえながら大会の再開を目指し取り組んでいきます。

本町は 16 面の砂入り人工芝コートを備えた「石川県立能都健民テニスコート」や屋内テニスコート「WAVE のと」を有しており、これまでも全国大会の誘致を行い、町の知名度アップ、交流人口の拡大を図ってきました。それに併せ能登高校の魅力化に

つなげる取組として継続して誘致に取り組むとともに、地元ソフトテニスの競技レベルの向上に努めていきます。

<施策>

番号	施策	事業・方針等
1	地域スポーツクラブ等各種団体の連携活動支援と人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ協会、スポーツ少年団・地域クラブの支援 ・指導者養成講習会の実施（スポーツ指導者育成事業） ・部活動・地域クラブ等児童生徒スポーツ大会支援事業 ・地域クラブ・スポーツ少年団等スポーツ便事業の実施
2	スポーツを通じた交流人口の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・全国スポーツ大会の誘致
3	スポーツに親しむ機会の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・猿鬼歩こう走ろう健康大会の実施 ※能登半島地震以降安全な開催ができるまで延期 ・学校教育と連携したスポーツ機会の提供 ・スポーツ推進委員の設置（各公民館下推薦）と活動支援 ・総合型地域スポーツクラブの創設検討（部活動の地域移行）

<達成目標>⇒参考指標

項目	現状	目標値（R12）
生涯スポーツ町民大会の実施	0回	3回
猿鬼歩こう走ろう健康大会 参加者数	926人	1,000人
全国大会の誘致	0回	3年に1回
スポーツ便の運行数	2便	4便

施策の方針5-2 スポーツ施設の整備と積極的活用

町民の多様なスポーツ活動の基盤として重要な役割を担ってきた町内のスポーツ施設の多くが能登半島地震により被災し、閉鎖や規模を縮小している状況です。特に体育館については、能都体育館、柳田体育館、内浦体育館が使用不可となっており、現在は学校施設の開放によりスポーツ施設の提供及びスポーツを行う機会の維持を行っています。

分野別計画

能登町国土強靱化地域計画

1 策定の趣旨

(1) 計画策定の趣旨

令和6年1月に発生した能登半島地震、および同年9月の奥能登豪雨は、本町に未曾有の被害をもたらしました。半島特有の地理的脆弱性に起因する道路網の寸断、長期にわたる断水、さらに地盤隆起に伴う漁港機能の喪失など、既存の想定を遥かに超える事態は、本町の持続可能な暮らしに深刻な影響を及ぼしています。

国においては、平成25年12月に施行された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下「基本法」という)に基づき、平成26年6月に「国土強靱化基本計画」(以下「基本計画」という)が、令和2年12月には防災・減災、国土強靱化の取組の加速化・深化を図るため「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定され、各地でハード・ソフト両面からの国土強靱化施策を進めてきました。令和7年6月には、基本法の改正を受け、基本計画に基づく施策の実施に関する計画を定める、「第1次国土強靱化実施中期計画」が閣議決定され、今後20～30年程度の期間に、国土強靱化のレベルを一段上の水準まで引き上げることを目標としています。

石川県においても平成28年3月に「石川県強靱化計画(以下「県計画」という。))」を策定、令和3年3月に改定がなされるなど、今後の大規模自然災害等に備え、事前防災および減災に係る施策を総合的に推進するための枠組みが順次整備されてきました。

本町においても、度重なる大規模自然災害の教訓を真摯に受け止め、町民の生命と財産を確実に守り、いかなる事態においても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つ地域づくりを推進することは喫緊の課題です。第3次能登町総合計画の将来像である「ともに生きる、能登で生きる」を実現するための安全な土台として、本計画を策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、国の「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、基本法)第13条の規定に基づき、能登町の行政運営における最上位計画である「能登町第3次総合計画」を補完し、その施策を横断的・戦略的に展開するための「共通の視点(国土強靱化の推進)」を具体化するものです。「石川県強靱化計画」との調和を保つとともに、災害対策基本法に基づく「能登町地域防災計画」と役割分担を図りながら、事前防災・減災に係る施策を計画的に推進します。また、創造的復興を目指す「能登町復興計画」および「能登町地区別復興まちづくり計画」と一体となり、持続可能なまちづくりを目指します。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

2 能登町強靱化の基本的な考え方

(1) 能登町強靱化の目標

町における強靱化の意義は、令和6年能登半島地震や奥能登豪雨といった大規模自然災害から町民の生命・財産を守り、町の重要な社会経済機能を維持することにあります。

さらに、世界産業遺産に認定された里山里海などの地域ポテンシャルを活かしたレジリエンス機能を強化し、石川県および国全体の強靱化に寄与していくことが求められます。

また、町の強靱化は、大規模自然災害への対応を見据えつつ、平時から産業、交通、エネルギー、まちづくりなど幅広い分野における機能強化を図る取り組みです。これは町の里山里海を背景とし「暮らし」「生業」「祭り」が循環する「暮らしの循環」の再興であり、人口減少対策や地域活性化、産業の再生といった平時の政策課題にも有効に作用し、町の持続的成長につながるものとする必要があります。

町の強靱化は、こうした見地から、町のみならず国家的な課題として、国、県、民間事業者、そして町民など多様な主体が持つ政策資源と知恵を結集し、「共創」の精神のもと総力を挙げて取り組む必要があります。

以上の考え方を踏まえ、本町における強靱化の推進にあたっては、国の基本計画や「石川県強靱化計画」が掲げる目標に配慮しつつ、本計画の共通の視点である「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持つ地域づくりを推進するため、次の3つを能登町独自の目標として掲げ、関連施策の着実な執行に努めます。

能登町強靱化の目標

- (1) 直接死を最大限防ぎ、町民の生命・財産と社会システムを守る
- (2) 能登町の強みを活かし、国・石川県全体の強靱化に寄与する
- (3) 能登町の持続的成長を促進する

(2) 本計画の対象とするリスク

町の強靱化の対象となるリスクは、過去に町内で発生した自然災害による被害状況、各種災害に係る発生確率や被害想定等を踏まえ、今後、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般を対象とします。

また、大規模自然災害の範囲については、町の強靱化の目標(1)に掲げる「町民の生命・財産と能登町の社会経済システムを守る」という観点から、町に甚大な被害をもたらすと想定される自然災害全般とし、さらに、目標(2)に掲げる「国・石川県全体の強靱化に寄与する」という観点から、町外における

大規模自然災害についても、町として対応すべきリスクの対象とします。

本計画で想定する主な自然災害リスクについて、過去の被害状況や発生確率、被害想定など災害事象ごとの概略を提示します。

1) 風水害等

年月日	災害	概要
昭和38 (1963) 年 1月11日～27日	豪雪	<p>【概要】</p> <p>北陸地方平野部で記録的な大雪となり、交通機関不通をはじめ死者、家屋倒壊、同浸水など大きな被害が生じた。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者24名 行方不明1名 負傷者151名 住宅全壊132棟 住宅半壊405棟 道路損壊106箇所 鉄軌道被害6箇所</p>
昭和60 (1985) 年 7月3日～14日	豪雨	<p>【概要】</p> <p>県内全域で総降水量が500ミリ以上の大雨となり、特に中能登地方で大きな被害が生じた。</p> <p>【被害状況】</p> <p>県死者9名 負傷者33名 住宅損壊45棟 床上浸水216棟 床下浸水1,686棟 田畑の冠水2,411ha 道路の損壊128箇所 橋梁の損壊6箇所 山・崖崩れ225箇所 堤防の決壊20箇所</p>
平成3 (1991) 年 9月19日～21日	台風 (19号)	<p>【概要】</p> <p>輪島測候所で瞬間風速57.3m/sを記録するなど、強風により各地で大きな被害が発生し、特に農林水産等の被害が生じた。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者1名 負傷者54名 住宅全壊7棟 住宅一部破損11,747棟</p>
平成23 (2011) 年 8月15日～17日	豪雨	<p>【概要】</p> <p>記録的な大雨により、輪島市・白山市での負傷者や、珠洲市や志賀町などの能登北部を中心とした住家被害が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>負傷者3名 住家被害1棟 非住家被害10棟 道路通行止め21路線23箇所 路肩決壊57件 河川護岸決壊65件</p>

年月日	災害	概要
平成26(2014)年 8月15日～17日	豪雨	<p>【概要】</p> <p>記録的な大雨により、羽咋市での死者や、羽咋市・七尾市・宝達志水町など能登南部を中心に住家被害が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者1名 住家被害48棟（床上浸水1棟、床下浸水47棟） 非住家被害9棟 道路通行止め16路線16箇所</p>
令和4(2022)年 8 月4日～9月1日	大雨	<p>【概要】</p> <p>記録的な大雨により、加賀地方では土砂災害、浸水害、洪水害（梯川氾濫）が発生した。その後も断続的に北陸地方の大気の状態が非常に不安定となり、大雨となった。</p> <p>【被害状況】</p> <p>全壊5 半壊168 一部損壊23 床上浸水112 床下浸水1,211 など 被害総額1,241,745万円</p>
令和5(2023)年7月 12日～13日	大雨	<p>【概要】</p> <p>各地で激しい雨や非常に激しい雨が降り、また一時的に線状降水帯が発生し記録的な大雨となった。県内では、津幡町を中心に土砂災害、浸水害、洪水害（津幡川等）が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>全壊6 半壊90 一部損壊22 床上浸水39 床下浸水335 など</p>
令和6(2024)年9月 21日～22日	大雨	<p>【概要】</p> <p>線状降水帯が発生するなど猛烈な雨が降り続き、石川県では能登北部を中心に記録的な大雨となった。</p> <p>このため、浸水害、洪水害、土砂災害が発生し、令和6年能登半島地震による復旧、復興が続く被災地では、河川の氾濫や土石流等により、住家被害や停電、断水等ライフラインに被害が発生し、道路の通行止め、鉄道の運休等の交通障害も発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者16人 負傷者47人 全壊82棟 半壊656棟 一部破損152棟 床上浸水72棟 床下浸水897棟 など（※令和7年4月30日時点）</p>

2) 地震

年月日	名称また 震源地域	概要
平成 5 (1993)年 2 月 7 日 22 時 27分	能登半島 沖地震	<p>【地震の概要】</p> <p>マグニチュード6.6の地震で、県内では、輪島市で震度5、金沢市で震度4を記録し、北陸地方を中心に東北から中国地方の広い範囲で地震を記録した。この地震により、県全域で珠洲市を中心に次のような被害が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>負傷者：29人 住宅全壊：1棟 住宅半壊：20棟 一部損壊：1棟 非住家：14棟 道路被害：142件 水道断水：2,355件 被害総額約42億円</p>
平成 19(2007)年 3月25日9 時41分	能登半島 地震	<p>【地震の概要】</p> <p>マグニチュード6.9の地震で、能登地方を中心に、七尾市、輪島市、穴水町で最大震度6強、志賀町、中能登町、能登町で震度6弱、珠洲市で震度5強、羽咋市、かほく市、宝達志水町で震度5弱を観測し、加賀地方でも震度4～3を観測した。この地震により、県全域で次のような被害が発生した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者：1人 負傷者：338人 住宅全壊：686棟 住宅半壊：1,740棟 一部損壊：26,959棟 非住家：4,484棟</p>
令和 4 (2022)年 6月19日 15 時8分	石川県能登 地方	<p>【地震の概要】</p> <p>マグニチュード5.4の地震で、珠洲市で最大震度6弱、能登町で震度5弱、輪島市で震度4を観測した。翌20日、10時31分、再び能登地方でマグニチュード5.0の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度4を観測した。</p> <p>【被害状況】</p> <p>負傷者7人 一部損壊73棟 非住家1棟 など</p>
令和 5 (2023)年 5月5日 14	能登半島沖 地震	<p>【地震の概要】</p> <p>マグニチュード6.5の地震で、珠洲市で最大震度6強、能登町で震度5強、輪島市で震度5弱、を観測したほか、</p>

年月日	名称また 震源地域	概要
時42分		<p>金沢、新潟、富山、福井でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範囲で地震を記録した。発生同日、21時58分、再び能登半島沖でマグニチュード5.9の地震が発生し、珠洲市で最大震度5強、能登町で震度5弱、七尾市、輪島市、穴水町で震度4を観測した。</p> <p>激甚災害に指定。</p> <p>【被害状況】</p> <p>死者1人 負傷者47人 住家全壊38棟 住家半壊263棟 一部損壊1,384棟 非住家471棟 など</p>
<p>令和6 (2024)年 1月1日 16時6分および 16時10分</p>	<p>能登半島地震</p>	<p>【地震の概要】</p> <p>16時6分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード5.5の地震が発生、同日16時10分、石川県能登地方を震源とするマグニチュード7.6の地震が発生。</p> <p>輪島市、志賀町で最大震度7、七尾市、珠洲市、穴水町、能登町で震度6強、中能登町で震度6弱、金沢市、小松市、加賀市、羽咋市、かほく市、能美市、宝達志水町で震度5強、その他の市町でも震度4以上を観測した。</p> <p>また、新潟で震度6弱、富山、福井で震度5強を観測したのをはじめ、北陸地方を中心に北海道から九州地方にかけて震度5弱～1を観測した。</p> <p>激甚災害に指定。</p> <p>【津波の概要】</p> <p>北海道から九州にかけての日本海沿岸を中心に津波を観測した上、能登半島等の広い地域で津波による浸水が認められた。石川県能登町や珠洲市で4m以上の津波の浸水高や、新潟県上越市で5m以上の遡上高を観測した。</p> <p>推定された町内の津波の高さは以下の通り。</p> <p>恋路海岸 1.8m 遡上高 松波漁港 3.0m 浸水高 内浦総合運動公園 4.1m 浸水高 白丸 4.7m 浸水高</p>

年月日	名称また 震源地域	概要
		九十九湾 2.4m 浸水高 宇出津港 1.4m 浸水高 【被害状況】 死者574人（うち災害関連死346人） 負傷者1,269人 住家全壊6,151棟 住家半壊18,646棟 一部損壊91,261棟 非住家37,546棟 など（※令和7年4月30日時点）
令和6 (2024)年 6月3日 6 時31分	石川県能登 地方	【地震の概要】 マグニチュード6.0の地震で、輪島市、珠洲市で最大震度 5強、能登町で震度5弱を観測したほか、七尾市、穴水 町でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範 囲で震度1以上を観測した。 【被害状況】 負傷者1人 住家被害5棟(※元々倒壊していた家屋がさらに倒壊) など
令和6 (2024)年 11月26日 22 時47分	石川県西方 沖	【地震の概要】 マグニチュード6.6の地震で、輪島市、志賀町で最大震度 5弱、そのほか、七尾市、珠洲市、加賀市、羽咋市、か ほく市、津幡町、宝達志水町、中能登町、穴水町、能登 町でも震度4を記録するなど、北陸地方を中心に広い範 囲で震度1以上を観測した。 【被害状況】 負傷者1人など

[能登町地域防災計画 地震災害対策編より]

(3) 防災対策の状況

1) 避難所等

本町では、大雨（洪水・土砂災害）、地震、津波等の際に避難する目安として避難所と避難場所を指定しています。また、避難所については随時能登町ホームページに最新版を掲出するとともに、広報等も通じて周知を図っています。

①指定避難場所

災害が発生した後、家屋等が被災し家に帰ることができない方が一定の期間避難生活を送る施設として、令和7年時点で小中学校、公民館など計37か所を指定しています。

②指定避難場所

「その場所に止まると死ぬかもしれない」災害から命を守るため、緊急的に避難する施設または場所として、小中学校、公民館、集会所、公園、寺院など計149か所を指定しています。

写真：指定避難所・指定避難場所例（左：松波中学校、右：こどもみらいセンター）



図. 能登町ホームページで公開している指定避難所一覧

能登町

暫定版

令和7年4月1日時点

家族みんなで避難所を
決めておきましょう!!



指定避難所一覧

令和6年能登半島地震の被災により使用出来ない避難所(見え消し箇所)があり、以下の施設を暫定的に指定しております。

No.	区分	施設名	所在地
1	新規	松波小学校仮校舎	能登町字松波16字26番地
	使用不可	松波小学校	能登町字松波15字80番地
2		松波中学校	能登町字松波16字26番地
3		内浦総合支所/松波公民館	能登町字松波13字75番地1
4	新規	消防内浦分署	能登町字秋吉30字54番地
		※但し、秋吉公民館建替期間中のみ	
	使用不可	石川県立能登産業技術専門学校	能登町字松波3字60番地3
	使用不可	内浦体育館	能登町字布流括20番地4
	使用不可	秋吉公民館	能登町字秋吉7字57番地
5		不動寺公民館	能登町字不動寺8字200番地1
6		白丸公民館	能登町字白丸2字17番地
7		小木小学校	能登町字小木4字16番地
8		能都中学校小木校舎(旧小木中学校)	能登町字小木1丁目1番地1
9		小木地域交流センター	能登町字小木15字30番地1
10		能登勤労者プラザ	能登町字越坂11字51番地
11		姫交流センター	能登町字姫10字250番地
12		高倉公民館	能登町字姫12字36番地
13	新規	真脇ボールパーク	能登町字真脇19字110番地
	使用不可	旧真脇小学校	能登町字真脇33字25番地
14	新規	うしつ保育所	能登町字崎山1丁目73番地
	使用不可	ひばり保育所(仮設園舎)	能登町字崎山4丁目1番地
15		崎山山村開発センター	能登町字崎山1丁目1番地
16		こどもみらいセンター	能登町字宇出津夕字46番地1
17		コンセルのと	能登町字宇出津ト字29番地2
18		老人憩いの家たなぎ荘	能登町字宇出津ウ字1010番地1
19		能都中学校	能登町字藤波14字35番地
20	新規	能都第二体育館	能登町字藤波14字35番地
	使用不可	能都体育館	能登町字崎山1丁目1番地
21		宇出津小学校	能登町字宇出津△字1番地
	使用不可	しらさぎ保育所	能登町字宇出津ニ字22番地
22		石川県立能登高等学校	能登町宇出津マ字106番地7
23		屋内テニスコート(ウェーブのと)	能登町字藤波23字1番地1
24		神野公民館	能登町字鶴町11字13番地1
25		三波公民館	能登町字波並3字113番地
26		鶴川公民館	能登町字鶴川18字128番地
	使用不可	能登七見健康福祉の郷なごみ	能登町字七見ウ字100番地
27		鶴川保育所	能登町字鶴川20字24番地
28		鶴川小学校	能登町字鶴川25字28番地
29		瑞穂公民館	能登町字瑞穂10字166番地
30		柳田小学校	能登町字柳田礼部1002番1地
31		柳田中学校	能登町字柳田礼部3番地
	使用不可	柳田体育館	能登町字柳田梅部55番地
32		柳田保育所	能登町字柳田口部245番地1
33		柳田公民館	能登町字柳田仁部54番地
34		上町公民館	能登町字上町8字505番地
35		上町公民館合庫分館	能登町字合庫28字65番地
36		岩井戸公民館	能登町字黒川26号11番地
37		小間生公民館	能登町字小間生梅部89番地1

[出典：能登町ホームページ]

能登町ホームページ「指定避難所・指定緊急避難場所について」

最新はこちら→



4) 土砂災害対策

本町においては、大雨等により土砂災害発生危険が高まった場合、あるいは災害が発生した場合に、避難する場所や注意すべき箇所をまとめた「土砂災害ハザードマップ」を作成し、36の地区に分けて各家庭に該当地区のハザードマップを配布するなど周知を図っています。またハザードマップには土砂災害に関する理解促進及び避難、行動の心得と種類等についても掲載し行動を促しています。

図. 土砂災害ハザードマップ(宇出津)

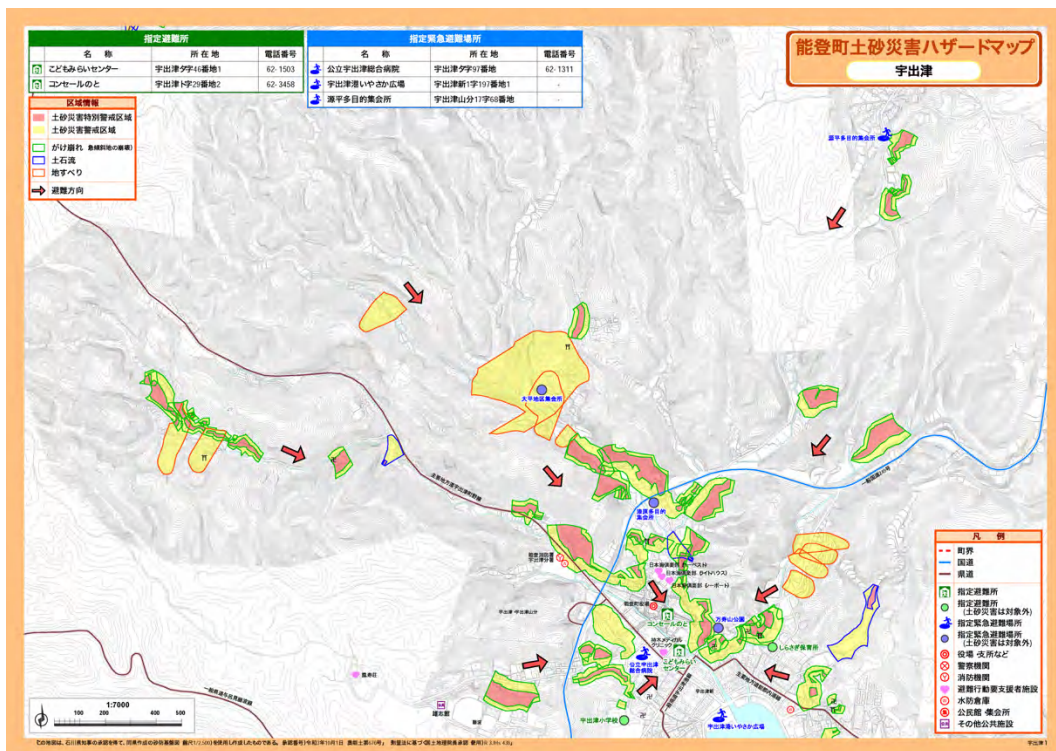


図. 土砂災害ハザードマップ(情報面(一部))

能登町 土砂災害ハザードマップ

令和4年3月作成

『土砂災害ハザードマップ』とは
大雨等により土砂災害発生危険が高まった場合、あるいは災害が発生した場合に、避難する場所や注意すべき箇所をまとめたものです。土砂災害はいつ発生するかわかりません。もしもの災害に備え、このハザードマップを活用し、日頃からご家族のみならず地域のみなさんと話し合ってください。

防災メモ
わが家の集合場所

災害用伝言ダイヤル 171
災害時には電話が通じず連絡がとれないことも多くあります。そのような時には『171』をダイヤルし、利用方向にたがって伝言録音・発信を行ってください。利用の開始時刻や録音件数などはNTTが決定し、テレビやラジオなどの報道機関を通じてお知らせすることになります。

録音 171-1-0768-0000
再生 171-2-0768-0000

【お問い合わせ】 能登町 〒927-0492 石川県奥能登郡能登町宇出津字50番地1
(建設管理部) TEL: 0768-62-8533 FAX: 0768-62-8500
(危機管理課) TEL: 0768-62-8533 FAX: 0768-62-4506

土砂災害について

がけ崩れ
「がけ崩れ」とは、雨や雪どけ水、地震などによって、急な斜面が崩れ落ちる現象です。
がけ崩れの前兆現象
● がけから水が湧き出す
● がけから小石がハラハラと落ちてくる
● がけや斜面に割れ目ができる
● 外へ避難する時はがけからなるべく遠くへ避難しましょう。

土石流
「土石流」とは、大雨などによって山や川の土砂や石が、水と一緒にひたひた落ちて流れる現象です。
土石流の前兆現象
● 川の水が急に濁ったり、濁水が混ざる
● 雨が降っているのに、川の水位が下がる
● 山鳴りや、立ち木の裂ける音が聞こえる
● 土石流はスピードがとても速いので、流れてくる向きに對して、直角方向に逃げましょう。

地すべり
「地すべり」とは、雨や雪どけ水が地下にしみ込んだ地下水によって、ゆっくりと斜面がずれる現象です。
地すべりの前兆現象
● 斜面から水が湧き出す
● 地面にひび割れができる
● 山鳴りや、立ち木の裂ける音が聞こえる
● 地すべりは動きがゆっくりしているため、大きな被害になる前に日頃から前兆現象を見逃さないようにしましょう。

土砂災害(特別)警戒区域とは
警戒区域(イエローゾーン)
土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域
特別警戒区域(レッドゾーン)
土砂災害が発生した場合に、建築物に損傷が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域

5) 消防・防災体制

本町には、消防署が3箇所（奥能登広域事務組合能登消防署、宇出津分署、内浦分署）が立地しています。

災害発生時には、町民の命と財産を守る消火、救助、救急、予防等の活動を行う重要な役割を担うとともに、火災等の発生を未然に防ぐ各種予防行政も行っています。各消防署に配備される消防自動車等の配置状況は下表のとおりです。

表. 消防自動車等の配置等

	総数	能登消防署	宇出津分署	内浦分署
普通ポンプ車	1		1	
水槽付ポンプ車	3	1	1	1
林野工作車	1	1		
救急車	4	1	2	1
小型ポンプ車	4	1	2	1

(令和7年3月末)

令和6年版消防年報〔令和7年8月発行〕によると、地域での消火活動・救助活動を行う消防団が、計16分団設置され、計268人の団員がいます。

また、幼年消防クラブ、女性防火クラブが結成され、クラブ数計13クラブ、クラブ員数211人となっています。

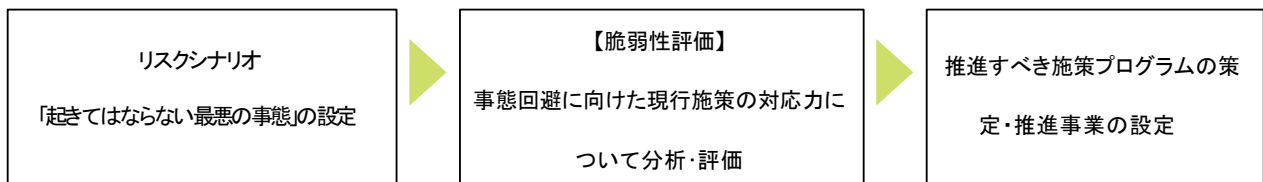
3 脆弱性評価および強靱化のための施策・事業

①脆弱性評価

①-1 脆弱性評価の考え方

大規模自然災害等に対する脆弱性の分析・評価を、「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」等を参考に、以下の枠組みにより実施しました。

【脆弱性評価を通じた施策検討の流れ】



①-2 リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

基本計画や県計画で設定されている「事前に備えるべき目標」、および「起きてはならない最悪の事態」をもとに、町の地域特性等を踏まえ、脆弱性評価の前提となるリスクシナリオとして、7つのカテゴリと20の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました

事前に備えるべき目標		No.	リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
		1-3	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生
		1-5	土砂災害による多数の死傷者の発生
		1-6	暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止
		2-2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2-3	消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞
		2-4	想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱
		2-5	被災地における医療・福祉機能等の麻痺
		2-6	新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下
		2-7	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
		3-2	町役場職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
		5-2	陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響
		5-3	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止
		6-2	基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止
		6-3	暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
		7-2	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生
		7-3	有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃
		7-4	農地・森林等の被害による町土の荒廃
8	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態
		8-3	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
		8-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
		8-5	国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

（２）能登町強靱化のための施策および推進事業一覧

脆弱性評価の評価結果を踏まえ、「能登町強靱化のための施策プログラム」を策定しました。施策プログラムは、脆弱性評価において設定した「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、町のみならず国、県、民間事業者それぞれの取り組み主体が適切な役割分担と連携のもとで行います。

また、取り組むべきリスク回避のために、施設の整備・耐震化、代替施設の確保等の「ハード対策」のみではなく、情報・訓練・防災教育をはじめとした「ソフト対策」を組み合わせ、20の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとにとりまとめます。

○施策プログラム策定のポイント

施策推進の指標となる目標値の設定

施策推進にあたり、個別施策の進ちょくや実績を定量的に把握するため、可能な限り

数値目標を設定します。なお、本計画に掲載する目標値については、施策推進のための財源措置等が担保されていないことに加え、県や国が推進主体となる施策も数多くあることなどから、経年的な事業量等を積み上げた精緻な指標ではなく、施策推進にかかわる国、県、市町村、民間事業者等の各関係者が共有する「努力目標」と位置付けます。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ目標値の見直しや新たな設定を行います。

施策の重点化（重点化すべき施策項目の設定）

施策推進に必要な財源の制約があることから、本計画の実効性を確保するため、優先順位を考慮した施策の重点化を図る必要があります。

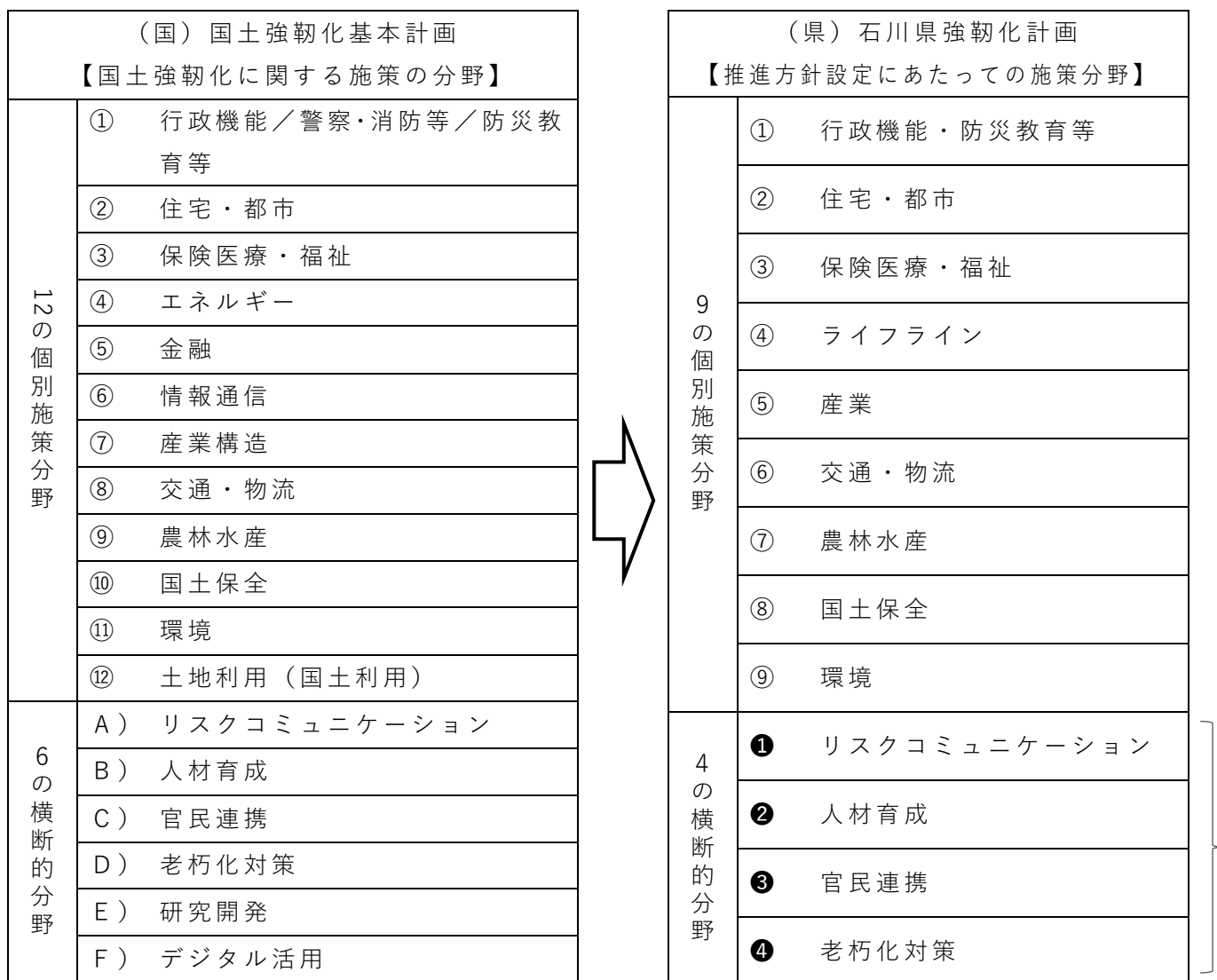
総合計画で掲げる基本目標の実現を図るとともに、町の強靱化を県・国の強靱化へとつなげるため「県計画」で示された重点化項目と調和を図りながら、緊急性や優先度を総合的に判断し、重点化すべき施策項目を設定します。

推進事業の設定

施策推進に必要な各事業のうち、町が主体となって実施する事業を設定します。

また、計画策定後の状況変化等に対応するため、計画期間中においても、必要に応じ推進事業の見直しや新たな設定を行います。

国の国土強靱化基本計画や、石川県強靱化計画において設定された施策分野を留意しつつ、ハード・ソフト対策の適切な組み合わせや、地域社会・経済の強靱化、一体的・効果的な取組の推進などの視点を総合的に勘案し、本計画におけるリスクシナリオを回避するために必要な施策分野を、石川県強靱化計画との調和及び県土全体の一体的強靱化を図るため、9つの個別施策分野を設定します。また、リスクコミュニケーション、人材育成、官民連携、老朽化対策については、各施策分野に密接に関連する5つの横断的分野として、国土強靱化基本計画および石川県強靱化計画に準じて位置づけます。

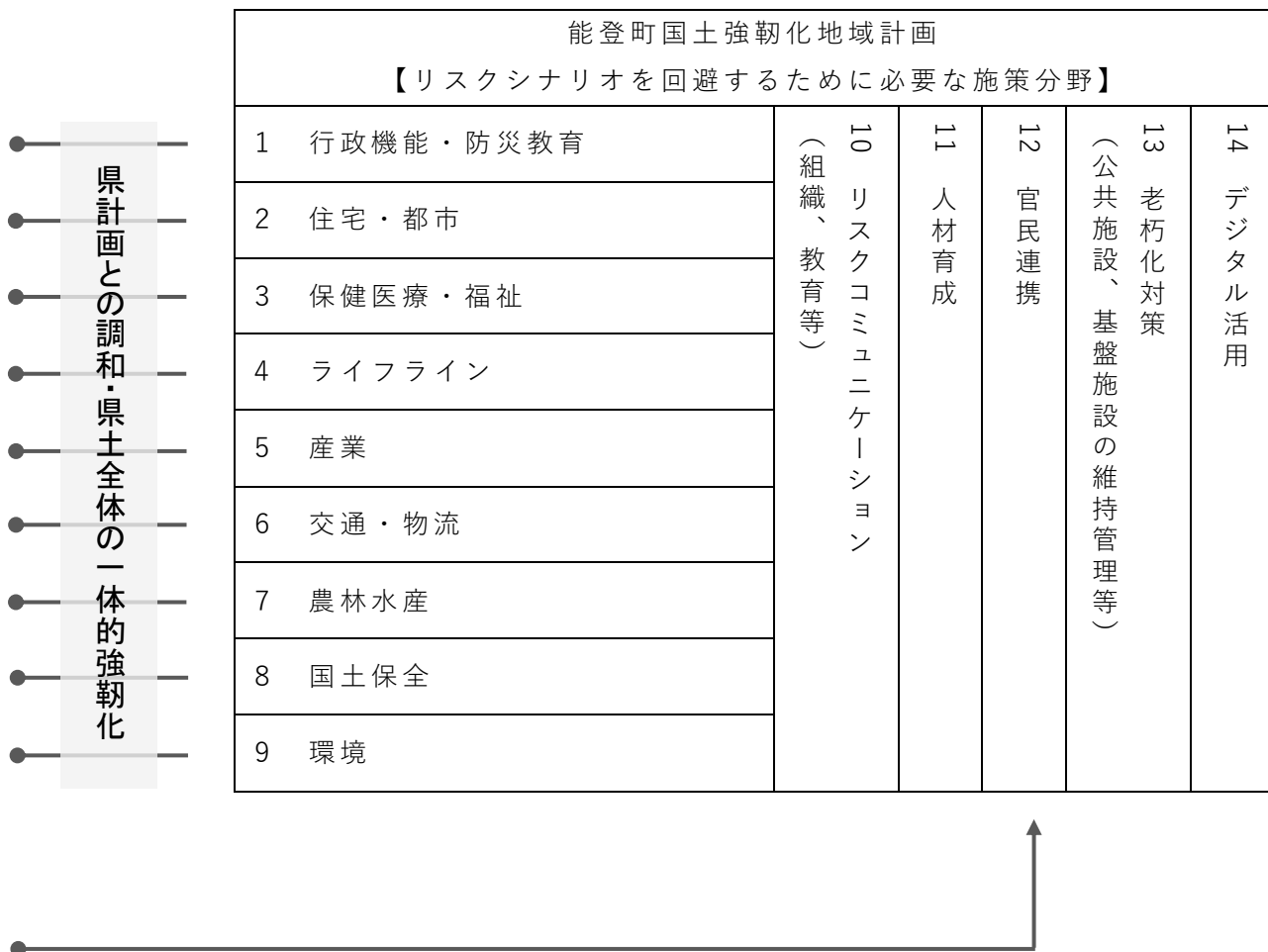


能登町第三次総合計画

6つの基本目標		主な施策分野
1	人づくり	子育て支援／学校教育／社会教育／生涯学習／保健・医療／福祉
2	自然環境・循環	里山里海の保全／環境配慮／文化継承
3	暮らし	都市基盤整備／住環境整備／消防・防災／防犯・交通安全
4	なりわい	産業振興／雇用促進／観光振興
5	交流	移住定住促進／共創・共生の推進／住民自治
6	町政運営	行政改革／公民連携／DX／広報広聴活動



総合計画の施策体系との整合性・連携



1 直接死を最大限防ぐ

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（行政機能・防災教育）

- ・震災や豪雨の経験を活かし、地域一丸となった災害対応体制を構築するため、消防団や自主防災組織等の充実強化や防災教育の推進、家庭内備蓄や家具の固定化等の防災啓発など、自助、共助を促す取組を促進し地域防災力の向上を図る必要があります。
- ・避難行動を速やかにとれるよう、適切な避難行動の周知徹底を図る必要があります。
- ・災害情報の収集、伝達体制の強化を図る必要があります。

（住宅・都市）

- ・道路施設をはじめ防災上重要な公共施設について、災害リスクや防災点検の結果等を踏まえ、早期復旧を着実に実施する必要があります。また、公共施設をはじめとした建築物等については、今後のまちづくりを見据えた施設の在り方や配置について検討を行い、適切な施設の復旧・整備を図る必要があります。

（保険医療・福祉）

- ・災害時において要配慮者に対し緊急に対応を行えるよう平時からの地域見守り体制の構築を進めていく必要があります。
- ・老朽化と被災の影響があった公立宇出津総合病院においては、経営の安定化を図るとともに、施設、設備等の改修や高度医療機器の導入によって医療機能の維持・強化を図ります。

（交通・物流）

- ・県管理の宇出津港・小木港湾施設について、両施設とも老朽化や被災による損傷があるため、管理者である県に働きかけ、計画的及び持続的な整備を図る必要があります。
- ・冬期間の交通確保として町道の除雪について、近年は、受託業者の減少やオペレータ不足による業者の負担増となっており、作業員を確保する必要があります。

（国土保全）

- ・津波等による浸水被害を防止・軽減するため、老朽化対策とあわせ、新たな津波想定を踏まえた施設整備を計画的に行う必要がある。
- ・住民の安全・安心を確保するために急傾斜地等の指定地域の災害対策を図る必要があります。
- ・ため池の老朽化が進行しているため、防災機能の強化を図る必要があります。
- ・人家などの保全対象への影響が大きい地区や、避難路や緊急輸送道路、要配慮者利用施設がある土砂災害警戒区域等において、優先的にハード整備を進めるとともに、県と連携し、警戒避難体制を整備、強化するなどソフト面からも対策を図る必要があります。

（リスクコミュニケーション）

- ・各種災害に対応した警戒区域の指定やハザードマップの作成、避難計画、防災訓練などソフト面の対策について、国や道など関係機関と連携し、対応を強化する必要があります。ま

た、複数の災害が同時期に発生した際の対応や冬期における災害への対応についても所要の対策を講じる必要があります。

- ・災害時の避難誘導などの確かつ迅速な対応を図るため、関係機関相互の災害情報の共有や町民等への情報伝達体制を強化する必要があります。
- ・町民だけでなく、地域の自主防災組織及びボランティアの協力を得ながら、外国人住民の安否確認や避難誘導、救助活動に努める必要があります。

(人材育成)

- ・災害ボランティア等の人材育成や、自主防災組織の強化等地域の防災力の向上を図る必要があります。

(官民連携)

- ・災害時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であることから、応急活動及び復旧活動に関し、消防、警察、自衛隊など各関係機関との連携を推進するとともに、相互に連携した実践的な訓練を実施する必要があります。

(老朽化対策)

- ・公園施設の多くが整備されてからの期間が長く、経年劣化に伴う破損等の修繕費や植栽の維持、除草等の維持管理費用の増加が予想されるため、適切な維持管理を行う必要があります。
- ・防災施設について、耐震性能の確保や老朽化による性能低下の抑止を図る必要があります。
- ・治水利水ダムとして北河内ダム（2級河川町野川流域）があり、管理者である県との維持管理協定により、ダム周辺施設の維持管理を行っており、今後も引き続き実施する必要があります。

■ 目標指標

項 目	現状値（7年）		目標値（R12）	対応するシナリオ
自主防災組織設置数	80組織	(R7)		全体
空き家の件数	1,115件	(R7)		1-1
防災士資格取得者数	500人	(R7)		1-2
津波ハザードマップの作成	策定	(H29)	適宜更新	1-3
洪水ハザードマップの作成	更新	(R2)	適宜更新	1-3、1-4
緊急輸送道路法面の危険箇所の整備数	1箇所	(R7)		1-5
消雪施設の整備箇所数	2箇所	(R7)		1-6

■ 施策・事業

1-1 住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
1-1-1	行政機能・防災教育等	1-1-1-①	防災教育の推進	
1-1-2	住宅・都市	1-1-2-①	公共施設等の総合管理	
		1-1-2-②	公営住宅の整備	
		1-1-2-③	民間建築物の耐震化	
		1-1-2-④	空き家の改修	
1-1-3	保険医療・福祉	1-1-3-①	病院の改修	
1-1-10	リスクコミュニケーション	1-1-10-①	①防災教育の推進（再掲）	
1-1-11	人材育成	1-1-11-①	防災人材の育成及び自主防災組織の強化	
1-1-12	官民連携	1-1-12-①	防災関連機関との連携強化	

1-2 密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
1-2-1	行政機能・防災教育等	1-2-1-①	消防団の充実強化及び消防力の整備充実	
1-2-11	人材育成	1-2-11-①	防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）	
1-2-12	官民連携	1-2-12-①	防災関連機関との連携強化（再掲）	

1-3 大規模津波等による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
1-3-1	行政機能・防災教育等	1-3-1-①	津波避難体制の整備	
		1-3-1-②	町民等への災害情報の伝達	
1-3-3	保健医療・福祉	1-3-3-①	要配慮者対策	
1-3-6	交通・物流	1-3-6-①	港湾・漁港の整備	
1-3-8	国土保全	1-3-8-①	河川改修・親水護岸整備	
		1-3-8-②	河川管理施設・海岸保全施設の整備	
1-3-11	人材育成	1-3-11-①	防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）	

1-3-12	官民連携	1-3-12-①	防災関連機関との連携強化 (再掲)	
1-3-13	老朽化対策	1-3-13-①	河川管理施設・海岸保全施設 の維持管理	

1-4 突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水及び洪水等による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
1-4-1	行政機能・防災教育 等	1-4-1-①	町民等への災害情報の伝達 (再掲)	
1-4-3	保険医療・福祉	1-4-3-①	要配慮者対策(再掲)	
1-4-8	国土保全	1-4-8-①	河川改修・親水護岸整備(再 掲)	
		1-4-8-②	河川管理施設・海岸保全施設 の整備(再掲)	
1-4-11	人材育成	1-4-11-①	防災人材の育成及び自主防 災組織の強化(再掲)	
1-4-12	官民連携	1-4-12-①	防災関連機関との連携強化 (再掲)	
1-4-13	老朽化対策	1-3-13-①	河川管理施設・海岸保全施設 の維持管理(再掲)	

1-5 土砂災害による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
1-5-1	行政機能・防災教育 等	1-5-1-①	町民等への災害情報の伝達 (再掲)	
1-5-8	国土保全	1-5-8-①	急傾斜地等の危険箇所の解 消	
		1-5-8-②	ため池の整備	
		1-5-8-③	総合的な土砂災害対策	
1-5-11	人材育成	1-5-11-①	防災人材の育成及び自主防 災組織の強化(再掲)	
1-5-12	官民連携	1-5-12-①	防災関連機関との連携強化 (再掲)	
1-5-13	老朽化対策	1-5-13-①	ダム周辺施設の維持管理	

1-6 暴風雪や豪雪等に伴う多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
1-6-1	行政機能・防災教育等	1-6-1-①	町民等への災害情報の伝達（再掲）	
1-6-6	交通・物流	1-6-6-①	除雪体制の確保	
		1-6-6-②	消雪施設の整備	
1-5-11	人材育成	1-6-11-①	防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）	
1-5-12	官民連携	1-6-12-①	防災関連機関との連携強化（再掲）	

2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（行政機能・防災教育）

- ・町民一人ひとりの防災意識の向上や防災士の育成、自主防災組織の強化を図る必要があります。
- ・消防団員を確保し、災害対応能力の向上と地域への防災指導力の強化を図る必要があります。
- ・大規模自然災害発生時において、迅速に救助・救急、医療活動等が行えるよう、県や周辺自治体との連携強化及び的確な連絡体制の構築を促進する必要があります。
- ・消防職員、消防団を主体とするとともに、警察や民間事業者等と連携協力し、迅速かつ適切な救急救助、搬送体制の構築に取り組む必要があります。
- ・警察の災害対応力強化のため、災害用装備資機材や情報通信基盤等の充実強化を図る必要があります。

（保険医療・福祉）

- ・高度医療機器について、耐用年数を大きく超える機械が多く、医療機能強化を図るために、優先順位の高い機器から更新を行う必要があります。
- ・医療救護活動に関する協定の締結している病院において、災害時の医療機能の強化を図る必要があります。
- ・県、保健所、医師会等と連携を強化し、防災訓練、広域搬送訓練や集団救急訓練等を通じて医療機能の強化を図る必要があります。
- ・平時からの感染症予防対策（手洗い、うがい等）の啓発や予防接種を推進するとともに、災害時の避難所における手指消毒剤等の衛生用品の設置に努める必要があります。

- ・感染症対策を踏まえた円滑な避難所運営を行うとともに、町の防災訓練等においても感染症への対策に十分配慮する必要があります。
- ・平時から災害時に起こりうる事態を具体的に想定し、必要なトイレの数を試算し、携帯トイレ等の備蓄を推進するとともに、災害時におけるトイレの調達手段の確立を図る必要があります。

(ライフライン)

- ・下水等による感染症等を防ぐために、水洗化率の向上を図る必要があります。
- ・町民生活を支える基礎的なインフラである上下水道等について、災害時においても必要な機能を維持できるように、施設の防災対策や耐震化、被災時の応急体制の整備を図る必要があります。
- ・災害等による停電時に必要な電源を確保するため、再生可能エネルギーの導入を拡大し、エネルギーの分散化・多様化を推進する必要があります。
- ・〇民間事業者との燃料確保に関する協定について、災害時において確実に機能するように平時から連絡や訓練を実施する必要があります。

(交通・物流)

- ・救命活動や支援物資の輸送等を担う緊急輸送道路において、橋梁の耐震補強や道路法面の落石対策等を推進する必要があります。
- ・漁村地域では、接続する道路が少なく、災害等で交通が遮断されると、孤立集落となる可能性が高い地区があることから、漁船等の船舶を使った海上からの避難体制について検討する必要があります。

(農林水産)

- ・林道について、森林の適正な維持管理や効率的な林業経営を展開し、また避難路の確保のために整備を図る必要があります。
- ・二次災害の抑制のため、森林の計画的な整備や農地・農業水利施設等の保全管理を推進し、国土保全機能を維持する必要があります。

(リスクコミュニケーション)

- ・地域の防災力を高めるため、避難訓練の実施、地域防災のリーダーとなる防災士の育成、スキルアップ、自主防災組織アドバイザーを活用した組織化を推進する必要があります。

(老朽化対策)

- ・被災により損傷した橋梁の復旧を行うとともに、長寿命化修繕計画（令和元年度策定）に基づき、従来の損傷が進行してから修繕を行う「事後保全型」の管理から、損傷が小さいうちに修繕を行う「予防保全型」の管理へ移行して、管理予算を平準化してコスト縮減を図り、適切な維持管理を行う必要があります。
- ・計画的な舗装補修の実施や、側溝改修等により、有効幅員の拡幅を行い、歩行者・通行車両の利便性を図る必要があります。

- ・被災し損傷した道路の復旧を速やかに行うとともに、道路防災点検箇所の見直しと新規路線の点検を順次実施する必要があります。

■ 指標

項 目	現状値（7年）		目標値（R12）	対応するシナリオ
受援計画の策定	策定	（R7）	適宜更新	2-1、2-4 2-7
燃料（エネルギー）供給事業者との災害協定	1事業者	（R7）	維持	2-1、2-4 2-7
物資供給協定事業者数	7事業者	（R7）	維持	2-1、2-4 2-7
老朽水道管路更新延長	6,500m／年	（H29）		2-1、2-7
土砂災害ハザードマップの作成（再掲）	策定	（H27）	適宜更新	2-2
防災士資格取得者数（再掲）	500人	（R7）		2-3
自主防災組織数（再掲）	80組織	（R7）		2-3
フェイスマスク（不織布使捨）の備蓄数	10,000枚	（R7）		2-4、2-6 2-7
手指消毒液の備蓄量	50L	（R7）		2-4、2-6 2-7
携帯トイレの備蓄数	1,000個	（R7）		2-4、2-6 2-7
緊急輸送道路法面の危険箇所の整備数（再掲）	1箇所	（R7）		2-5
水洗化率	80.0%	（R7）		2-6、2-7

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止

施策プログラム		施策		基本計画
2-1-1	行政機能・防災教育等	2-1-1-①	備品等の確保	
		2-1-1-②	支援物資等の供給体制の充実・強化	
2-1-4	ライフライン	2-1-4-①	上水道施設等の整備	
		2-1-4-②	水道施設の耐震化	
		2-1-4-③	下水道施設等の長寿命化	
		2-1-4-④	給水対策の強化	
2-1-6	交通・物流	2-1-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策	
2-1-9	環境	2-1-9-①	エネルギーの確保	

2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

施策プログラム		施策		基本計画
2-2-6	交通・物流	2-2-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
		2-2-6-②	除雪体制の確保（再掲）	
		2-2-6-③	消雪施設の整備（再掲）	
		2-2-6-④	漁船等を活用した緊急時の避難体制	
2-2-7	農林水産	2-2-7-①	森林整備の推進	
2-2-8	国土保全	2-2-8-①	総合的な土砂災害対策（再掲）	
2-2-13	老朽化対策	2-2-13-①	橋梁の長寿命化	
		2-2-13-②	道路の維持管理	
		2-2-13-③	道路の整備	

2-3 消防、警察等の被災等による救助・救急活動等の停滞

施策プログラム		施策		基本計画
2-3-1	行政機能・防災教育等	2-3-1-①	消防組織の育成	
		2-3-1-②	消防団員の定数確保	
		2-3-1-③	関係行政機関との連携強化	
		2-3-1-④	災害救助体制の整備	
2-3-4	ライフライン	2-3-4-①	上水道施設等の整備	
		2-3-4-②	水道施設の耐震化	
		2-3-4-③	下水道施設等の長寿命化	
		2-3-4-④	給水対策の強化	
2-3-6	交通・物流	2-3-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策	
2-3-10	リスクコミュニケーション	2-3-10-①	自主防災組織の強化	
2-3-13	老朽化対策	2-3-13-①	消防施設等の整備（再掲）	
		2-3-13-②	公共施設等の総合管理計画の運用（再掲）	

2-4 想定を超える大量の帰宅困難者の発生、混乱

施策プログラム		施策		基本計画
2-4-1		2-4-1-①	備品等の確保（再掲）	

	行政機能・防災教育等	2-4-1-②	支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）	
		2-4-1-③	町民等への災害情報の伝達（再掲）	

2-5 被災地における医療・福祉機能等の麻痺

施策プログラム		施策		基本計画
2-5-1	行政機能・防災教育等	2-5-1-①	病院の改修（再掲）	
		2-5-1-②	医療機能の強化	
		2-5-1-③	要配慮者対策（再掲）	
2-5-6	交通・物流	2-5-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
2-5-13	老朽化対策	2-5-13-①	公共施設等の総合管理計画の運用（再掲）	

2-6 震等による建築物等の倒壊や火災に伴う死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
2-6-3	保健医療・福祉	2-6-3-①	避難所の感染症対策	
2-6-4	ライフライン	2-6-4-①	水洗化率の向上	

2-7 新型コロナウイルス感染症等による避難所の機能の大幅な低下

施策プログラム		施策		基本計画
2-7-1	行政機能・防災教育等	2-7-1-①	備品等の確保（再掲）	
		2-7-1-②	支援物資等の供給体制の充実・強化（再掲）	
2-7-3	保健医療・福祉	2-7-3-①	避難所の感染症対策（再掲）	
2-7-4	ライフライン	2-7-4-①	上水道施設等の整備（再掲）	
		2-7-4-②	水道施設の耐震化（再掲）	
		2-7-4-③	下水道施設等の長寿命化（再掲）	
		2-7-4-④	水洗化率の向上（再掲）	
		2-7-4-⑤	石油等の燃料確保	
2-7-13	老朽化対策	2-7-13-①	公共施設等の総合管理計画の運用（再掲）	

3 必要不可欠な行政機能は確保する

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（行政機能・防災教育等）

- ・大規模災害発生時においても、災害警備活動を実施しつつ警察機能を維持するため、県と連携しながら、非常時優先業務と一定期間中断等が可能な業務等をあらかじめ明確にし、大規模災害対応業務継続計画を見直すなど業務継続体制を強化する必要があります。
- ・能登町業務継続計画を策定し、災害時の優先業務を最大限迅速・効果的に実施、被害の軽減、復旧時間の短縮や発災直後の活動レベル口授を図ることにより、役場の業務継続体制の強化を図ることが必要です。
- ・防災拠点や避難所等において、太陽光発電設備等の導入による非常用電源の確保や衛星携帯電話等の通信機器の整備を進めるほか、埋設ガス管等の耐震化を推進する必要があります。
- ・防災拠点や避難所となる公共施設の新設・建替えにあたっては、施設の適正な配置等に留意した上で、所要の機能を確保する必要があります。

（ライフライン）

- ・IP告知放送システムをはじめ、テレビやラジオ、インターネット、Jアラート等ICTを活用した情報伝達手段の整備を図る必要があります。
- ・避難指示等の防災情報を確実に伝達するために、登録制メールや緊急速報メール、SNS等を利用した情報伝達手段の多様化を図るとともに、通信設備の充実を図る必要があります。
- ・自主防災組織や防災士に対し、登録型メール配信サービスを使用し、避難支援等の情報伝達を図る。
- ・観光客の安全を確保し、適切に保護するため、迅速かつ正確な情報提供や避難誘導など、災害から観光客を守る受入体制を整備する必要があります。
- ・外国人観光客の安全安心を確保するため、外国人向け災害情報の伝達体制を構築する必要があります。
- ・災害時の避難施設を外国人にも周知するため、避難場所表示看板の多言語化やJIS規格及び国土地理院で定めるピクトグラムを活用を進める必要があります。
- ・外国人をはじめとする観光客に対して、観光施設等に配置した本町の観光情報をはじめ防災情報も取得できる公衆無線LANについて設置場所や活用方法を様々な手段を通じて周知を行う必要があります。

（国土保全）

- ・防災拠点の機能を確保するため、拠点となる公共施設等及びその周辺において、土砂災害対策（ハード整備）を着実に推進する必要があります。

（老朽化対策）

- ・交通安全施設について、定期点検や耐震調査の結果に基づき、計画的な改修、補強を行う必要があります。

■ 指標

項 目	現状値（7年）		目標値（R12）	対応するシナリオ
緊急輸送道路法面の危険箇所の整備数（再掲）	1箇所	（R7）		3-1
能登町防災メール登録者数	1,000人	（R7）		3-2
業務継続計画	更新	（R7）	更新	3-2
受援計画の策定（再掲）	策定	（R7）	更新	3-2

3-1 被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱

施策プログラム		施策		基本計画
3-1-1	行政機能・防災教育等	3-1-1-①	警察の業務継続体制の整備	
3-1-6	交通・物流	3-1-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
3-1-12	官民連携	3-1-12-①	防災関連機関との連携強化（再掲）	
3-1-13	老朽化対策	3-1-13-①	交通安全施設の整備	

3-2 町役場職員・施設等の被災による行政機能の大幅な低下

施策プログラム		施策		基本計画
3-2-1	行政機能・防災教育等	3-2-1-①	業務継続計画（BCP）に基づく機能保持	
		3-2-1-②	防災拠点等の機能確保	
		3-2-1-③	消防団の充実強化及び消防力の整備充実（再掲）	
3-2-4	ライフライン	3-2-4-①	情報伝達体制の強化	
3-2-8	国土保全	3-2-8-①	防災拠点施設周辺の土砂災害対策	
3-2-13	老朽化対策	3-2-13-①	公共施設等の総合管理計画の運用（再掲）	

4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

■ 指標

項 目	現状値（7年）		目標値（R12）	対応するシナリオ
能登町防災メール登録者数	1,000人	(R7)		4-1、4-2、 4-3

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

施策プログラム		施策		基本計画
4-1-1	行政機能・防災教育等	4-1-1-①	町民等への災害情報の伝達（再掲）	
4-1-4	ライフライン	4-1-4-①	情報伝達体制の強化（再掲）	

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

施策プログラム		施策		基本計画
4-2-1	行政機能・防災教育等	4-2-1-①	町民等への災害情報の伝達（再掲）	
4-2-4	ライフライン	4-2-4-①	情報伝達体制の強化（再掲）	

4-3 災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態

施策プログラム		施策		基本計画
4-3-1	行政機能・防災教育等	4-3-1-①	町民等への災害情報の伝達（再掲）	
4-3-3	保険医療・福祉	4-3-3-①	要配慮者対策（再掲）	
4-3-4	ライフライン	4-3-4-①	情報伝達体制の強化（再掲）	

5 経済活動を機能不全に陥らせない

■ 課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（産業）

- ・災害時に被災した企業に対して、借入金の利子補償などの経営支援を行うなど、継続した経営支援体制の強化を図る必要があります。

- ・町内企業の事業継続計画について、個別相談や情報提供等により、企業の事業継続計画に対する認識を高めるなど、策定する事業所の拡大を図る必要があります。

(交通・物流)

- ・国県道等の幹線道路へ接続する町道において、幅員狭小や視距不良等の交通危険箇所の解消や、アクセスの向上を必要とする区間など、住環境の改善を図る必要があります。

(農林水産)

- ・漁業従事者の高齢化により、後継者不足が懸念されており、人材育成・人材確保を図る必要があります。

(国土保全)

- ・災害発生後の迅速な復旧・復興を図るため、計画的に地籍調査を推進する必要があります。

(リスクコミュニケーション)

- ・発災後、町民の生活や産業活動に悪影響を及ぼす風評被害の発生を防止する必要があります。
- ・被災した公共土木施設への応急復旧体制の強化を進めるため、建設業者及び舗装業者等との連携により、迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図る体制を整備する必要があります。

(老朽化対策)

- ・農業水利施設について、計画的に点検・診断を実施し、個別施設毎の長寿命化計画の策定を推進する必要があります。
- ・漁港施設について、個別施設毎の長寿命化計画に基づき、計画的な点検や補修・更新を行い、施設の適切な維持管理を実施する必要があります。

■ 指標

項 目	現状値 (7年)		目標値 (R12)	対応するシナリオ
燃料 (エネルギー) 供給事業者との災害協定 (再掲)	1事業者	(R7)	維持	5-1
物資供給協定事業者数 (再掲)	7事業者	(R7)	維持	5-1
緊急輸送道路法面の危険箇所の整備数 (再掲)	1箇所	(R7)		5-1、5-2
手指消毒液の備蓄量 (再掲)	50L	(R7)		5-3
携帯トイレの備蓄数 (再掲)	1,000個	(R7)		5-3

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

施策プログラム		施策		基本計画
5-1-5	産業	5-1-5-①	企業への支援体制の強化	
		5-1-5-②	事業継続計画（BCP）の策定	
5-1-6	交通・物流	5-1-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
		5-1-6-②	除雪体制の確保（再掲）	
		5-1-6-③	消雪施設の整備（再掲）	
5-1-12	官民連携	5-1-12-①	防災関連機関との連携強化（再掲）	
5-1-13	老朽化対策	5-1-13-①	交通安全施設の整備	

5-2 陸・海・空の広域交流基盤の分断による物流・人流への甚大な影響

施策プログラム		施策		基本計画
5-2-6	交通・物流	5-2-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
		5-2-6-②	道路ネットワークの充実	
		5-2-6-③	除雪体制の確保（再掲）	
		5-2-6-④	消雪施設の整備（再掲）	
		5-2-6-⑤	港湾・漁港の整備（再掲）	
5-2-7	農林水産	5-2-7-①	森林整備の推進（再掲）	
5-2-8	国土保全	5-2-8-①	地籍調査の実施	
5-2-10	リスクコミュニケーション	5-2-10-①	建設業者等との応急復旧体制の強化	

5-3 食料等の安定供給の停滞

施策プログラム		施策		基本計画
5-3-1	行政機能・防災教育等	5-3-1-①	備品等の確保（再掲）	
5-3-6	交通・物流	5-2-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
		5-2-6-②	港湾・漁港の整備（再掲）	
5-3-7	農林水産	5-2-7-①	漁業振興対策	
5-3-13	老朽化対策	5-2-13-①	農業水利・漁港施設の老朽化対策	

6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通網等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（ライフライン）

- ・電気自動車は、停電時の電源としても利用できる有益なものであることから、町独自の設置基準の検討を進め、利用者のニーズに応じて設置拡充を検討する必要があります。
- ・電力・情報通信事業者等と連携し、臨時の携帯電話基地局や特設公衆電話等の活用による情報伝達について訓練を実施するなど、情報伝達体制の強化を図る必要があります。
- ・災害時の電力・情報通信の不通を迅速に回復するため、電力・情報通信事業者との情報共有体制の強化を図る必要があります。

■指標

項 目	現状値（7年）		目標値（R12）	対応するシナリオ
老朽水道管路更新延長（再掲）	6,500m/年	（R7）		6-1
緊急輸送道路法面の危険箇所 の整備数（再掲）	1箇所	（R7）		6-2
消雪施設の整備箇所数（再掲）	2箇所	（R7）		6-3
津波ハザードマップの作成 （再掲）	H29策定	（R7）	適宜更新	6-4
ため池ハザードマップの作成	H28策定	（R7）	適宜更新	6-4
洪水ハザードマップの作成 （再掲）	R2策定	（R7）	適宜更新	6-4
土砂災害ハザードマップの 作成（再掲）	H27策定	（R7）	適宜更新	6-4

6-1 ライフライン（電気、上下水道、燃料等）の長期間にわたる機能停止

施策プログラム		施策		基本計画
6-1-4	ライフライン	6-1-4-①	上水道施設等の整備（再掲）	
		6-1-4-②	水道施設の耐震化（再掲）	
		6-1-4-③	下水道施設の等の長寿命化 （再掲）	

		6-1-4-④	電源の確保	
		6-1-4-⑤	石油等の燃料確保（再掲）	
		6-1-4-⑥	電力・通信事業者との連携強化	
6-1-9	環境	6-1-9-①	エネルギーの確保（再掲）	

6-2 基幹的交通から地域交通網まで、陸海空の交通インフラの長期間にわたる機能停止

施策プログラム		施策		基本計画
6-2-4	ライフライン	6-2-4-①	上水道施設等の整備（再掲）	
		6-2-4-②	水道施設の耐震化（再掲）	
		6-2-4-③	下水道施設等の長寿命化（再掲）	
6-2-6	交通・物流	6-2-6-①	緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲）	
		6-2-6-②	道路ネットワークの充実（再掲）	
		6-2-6-③	除雪体制の確保（再掲）	
		6-2-6-④	消雪施設の整備（再掲）	
		6-2-6-⑤	港湾・漁港の整備（再掲）	
6-2-7	農林水産	6-2-7-①	森林整備の推進（再掲）	
6-2-8	国土保全	6-2-8-①	地籍調査の実施（再掲）	
6-2-10	リスク・コミュニケーション	6-2-10-①	建設業者等との応急復旧体制の強化（再掲）	
6-2-13	老朽化対策	6-2-13-①	橋梁の長寿命化（再掲）	
		6-2-13-②	道路の維持管理（再掲）	
		6-2-13-③	道路の整備（再掲）	

6-3 暴風雪や豪雪等に伴い地域交通ネットワークが分断する事態

施策プログラム		施策		基本計画
6-3-6	交通・物流	6-3-6-①	除雪体制の確保（再掲）	
		6-3-6-②	消雪施設の整備（再掲）	

6-4 防災インフラの長期間にわたる機能不全

施策プログラム		施策		基本計画
6-4-7	農林水産	6-2-7-①	森林整備の推進（再掲）	

6-4-8	国土保全	6-4-8-①	河川改修・親水護岸整備（再掲）	
		6-4-8-②	河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）	
		6-4-8-③	ため池の整備（再掲）	
		6-4-8-④	総合的な土砂災害対策（再掲）	
6-4-13	老朽化対策	6-2-13-①	河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）	
		6-2-13-②	ダム周辺施設の維持管理（再掲）	

7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（農林水産）

- ・農業水利施設（排水機場、ため池）について、順次、点検を実施し、地元との合意形成を図り、計画的に改修・補強等を進めるとともに、一定規模のため池については、ハザードマップを作成し、これに基づく避難訓練を推進するなど、災害対応力の強化を図る必要があります。
- ・農業・農村の有する多面的な機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動に係る支援を行い、農業集積等の構造改革を進める必要があります。
- ・流域育成林整備・緩衝帯整備・松くい虫防除などの事業により森林整備を図るとともに、地域森林活動を支援し、人材育成を進める必要があります。
- ・ほ場整備事業の推進により農業法人や集落営農組織に耕作を集約し、大型機械による効率の良い農業経営の合理化を図る必要があります。
- ・土地改良事業により、農道や用排水路、営農飲雑用水施設などの農業施設の維持、管理、改修、再整備を進め、健全な農業経営を図る必要があります。
- ・能登地域を中心とした地元産材の利用促進を図ることにより、森林保全、安定した林業経営を図る必要があります。
- ・イノシシをはじめとする有害鳥獣の増加により、農作物の被害が大幅に増え農業経営に支障をきたしており、対策の必要があります。

（環境）

- ・有害物質の漏えい等の防止対策について周知する必要があります。

- ・保管中のPCB廃棄物の漏えい等による健康被害や環境への悪影響を防止するため、保管事業者に対し、PCB廃棄物の適正な保管や早期の処分完了を指導する必要があります。
 - ・石綿の使用状況を調査等により把握し、必要があれば、ばく露防止措置を講ずる必要があります。
- (人材育成)
- ・「能登の里山里海」の保全を図りつつ、他認定地域との交流などにより、PRや人材育成を進める必要があります。

■ 指標

項 目	現状値 (7年)		目標値 (R12)	対応するシナリオ
空き家の件数 (再掲)	1,150件	(R7)	1,150件を下回ること	7-1
防災士資格取得者数 (再掲)	500人	(R7)		7-1
自主防災組織数 (再掲)	80組織	(R7)		7-1
津波ハザードマップの作成 (再掲)	H29策定	(R7)	適宜更新	7-2
ため池ハザードマップの作成	H28策定	(R7)	適宜更新	7-2
洪水ハザードマップの作成 (再掲)	R2策定	(R7)	適宜更新	7-2
土砂災害ハザードマップの作成 (再掲)	H27策定	(R7)	適宜更新	7-2
事業者への対策周知	1回/年	(R7)	1回/年	7-3
新規認定農業者数 (5年間累計)	19人	(R7)	現状維持	7-4

7-1 地震に伴う市街地の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
7-1-1	行政機能・防災教育等	7-1-1-①	消防団の充実強化及び消防力の整備充実 (再掲)	
7-1-2	住宅・都市	7-1-2-①	公共施設等の総合管理 (再掲)	
		7-1-2-②	公営住宅の整備 (再掲)	
		7-1-2-③	民間建築物の耐震化 (再掲)	

		7-1-2-④	空き家の改修（再掲）	
7-1-11	人材育成	7-1-11-①	防災人材の育成及び自主防災組織の強化（再掲）	
7-1-12	官民連携	7-1-12-①	防災関連機関との連携強化（再掲）	

7-2 ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全による多数の死傷者の発生

施策プログラム		施策		基本計画
7-2-7	農林水産	7-2-7-①	森林整備の推進（再掲）	
		7-2-7-②	農業水利施設の整備及びハザードマップの作成	
7-2-8	国土保全	7-2-8-①	河川改修・親水護岸整備（再掲）	
		7-2-8-②	河川管理施設・海岸保全施設の整備（再掲）	
		7-2-8-③	ため池の整備（再掲）	
		7-2-8-④	総合的な土砂災害対策（再掲）	
7-2-13	老朽化対策	7-2-13-①	河川管理施設・海岸保全施設の維持管理（再掲）	
		7-2-13-②	ダム周辺施設の維持管理（再掲）	

7-3 有害化学物質の大規模拡散・流出による町土の荒廃

施策プログラム		施策		基本計画
7-3-9	環境	7-3-9-①	有害化学物質の漏えい等の防止対策	
		7-3-9-②	PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物の適正処理	
		7-3-9-③	石綿飛散防止対策	

7-4 農地・森林等の被害による町土の荒廃

施策プログラム		施策		基本計画
7-4-7	農林水産	7-4-7-①	農業施設の長寿命	
		7-4-7-②	林業振興	
		7-4-7-③	農業基盤の保全・整備	

		7-4-7-④	森林保全の推進	
		7-4-7-⑤	鳥獣被害防止対策の強化	
7-4-8	国土保全	7-4-8-①	ため池の整備(再掲)	
7-4-11	人材育成	7-4-11-①	人材育成	

8 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

■課題と施策の実施方針（脆弱性評価結果）

（住宅・都市）

- ・ 貴重な文化財を適切に保存・継承するため、文化財建築物等の耐震化及び防災・防犯設備等を推進する必要があります。
- ・ 応急仮設住宅について、県と連携し、想定必要戸数に応じた建設候補地を確保するとともに、協定締結団体と平時より連携するなど、災害時の迅速な供給体制を確保する必要があります。

（環境）

- ・ 自然環境の持つ防災・減災機能等の多面的機能が持続的に発揮されるよう、災害に強い森林づくりや自然公園等施設の整備・長寿命化対策を推進する必要があります。
- ・ 能登町災害廃棄物処理計画に基づき、発生災害廃棄物対応への体制整備を図るとともに、町民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理体制の整備を推進する必要があります。
- ・ 適正処理が困難な災害廃棄物の大量発生に備え、当該廃棄物の処理ルート及び仮置場等を確保する必要があります。
- ・ 民間の廃棄物処理業者及び関連団体との協定締結を推進し、災害廃棄物の迅速な処理体制を構築する必要があります。
- ・ 大規模災害に対応した、他市町との相互援助協定を締結し、他市町間での支援の調整を行う必要があります。

（リスクコミュニケーション）

- ・ 防災訓練の実施や、防災活動アドバイザーの活用、さらには、町内外で発生した過去の大規模災害の教訓を伝承していくことにより、町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力を向上する必要があります。
- ・ 被災時のボランティア活動が安全かつ円滑に行われるよう、関係機関と連携を取りながらボランティアの活動環境を整備する必要があります。

（人材育成）

- ・ 復旧・復興において重要な役割を持つ建設産業の担い手の確保・育成を図るため、業界団体と行政が連携して、建設産業の魅力発信や就労環境の改善等に取り組む必要があります。

■ 指標

項 目	現状値（7年）		目標値（R12）	対応するシナリオ
災害廃棄物処理等応援協定の締結数	30団体	(R7)		8-1
ごみの排出量	6,550.00 t	(R7)		8-1
防災士資格取得者数（再掲）	500人	(R7)		8-2
自主防災組織数（再掲）	80組織	(R7)		8-2
受援計画の策定（再掲）	策定	(R7)	適宜改定	8-5
燃料（エネルギー）供給事業者との災害協定（再掲）	1事業者	(R7)	維持	8-5
物資供給協定事業者数（再掲）	7事業者	(R7)	維持	8-5

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態

施策プログラム		施策		基本計画
8-1-9	農林水産	8-1-9-①	災害廃棄物の処理対策	

8-2 復旧・復興等を支える人材の不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如等により復旧・復興できなくなる事態

施策プログラム		施策		基本計画
8-2-1	行政機能・防災教育等	8-2-1-①	消防組織の育成（再掲）	
		8-2-1-②	消防団員の定数確保（再掲）	
8-2-10	リスクコミュニケーション	8-2-10-①	町民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上	
		8-2-10-②	自主防災組織の強化（再掲）	
		8-2-10-③	防災ボランティアの活動環境の整備	
8-2-11	人材育成	8-2-11-①	人材育成（再掲）	
		8-2-11-②	建設産業の担い手確保・育成	

8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失

施策プログラム		施策		基本計画
8-3-2	住宅・都市	8-3-2-①	文化財の耐震化及び防災設備の充実	
8-3-9	環境	8-3-9-①	環境保全の推進	

8-4 事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

施策プログラム		施策		基本計画
8-4-2	住宅・都市	8-4-2-①	応急仮設施設の迅速な供給	
8-4-8	国土保全	8-4-8-①	地籍調査の実施（再掲）	
8-4-10	リスクコミュニケーション	8-4-10-①	建設業者等との応急復旧体制の強化（再掲）	
8-4-11	人材育成	8-4-11-①	建設産業の担い手確保・育成（再掲）	

8-5 国際的風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による町内経済等への甚大な影響

施策プログラム		施策		基本計画
8-5-5	産業	8-5-5-①	企業への支援体制の強化（再掲）	
		8-5-5-②	事業継続計画（BCP）の策定（再掲）	
8-5-10	リスクコミュニケーション	8-5-10-①	風評被害を防止する情報発信（再掲）	